

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-06	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者住み替え家賃等助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	萩原 内線 2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-16-01	高齢者住み替え家賃等助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 21年度		根拠	荒川区高齢者家賃等助成事業補助金交付要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	良質で防災上にも優れた住宅に転居する高齢者世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている高齢者世帯に対し、転居後の家賃等の一部を助成し、負担を軽減することによって、高齢者世帯の住環境の改善や居住の安全・安心を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するものとする。						
対象者等	区内に2年以上民間賃貸住宅に居住している70歳以上の単身世帯又は70歳以上の世帯主と高齢者で構成されている世帯で、昭和56年以前の旧住居基準から新住居基準に住み替える世帯又は住宅の取り壊し等により立ち退きを求められ転居する世帯に発生する家賃の差額等を助成する。（所得制限有）						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家賃助成（転居後家賃と転居前家賃の差額で、月額4万円を限度とする。）</li> <li>○転居一時金（・礼金、権利金：家賃助成額の2月分 ・仲介手数料：家賃助成額の1月分）</li> <li>○転居費用（4万円を限度）</li> <li>○契約更新料（更新時、家賃助成額の1月分）</li> </ul>						
経過	<p>【旧制度】</p> <p>平成3年4月事業開始 当時の経済状況等の影響により、いわゆる地上げによる立退き要求により住宅に困窮する高齢者に対する援助策として実施。</p> <p>平成12年9月 新たに助成期間設定する等の要綱改正</p> <p>平成17年3月 新規受付終了</p> <p>平成19年3月 事業終了 経済状況の変化等により、必要性がなくなったため事業終了</p> <p>【新制度】</p> <p>平成21年4月 事業開始 住み替え家賃等助成事業として開始</p> <p>平成22年9月 対象者を75歳以上の世帯から70歳以上の世帯主とその配偶者若しくは兄弟姉妹とした。</p>						
必要性	最近の経済状況や防災面において、高齢者がより安全な住宅へ居住するためには、支援が必要である。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>新規申請時は賃貸借契約後に契約書及び支払った領収書、その後、3ヶ月毎に家賃を支払った領収書、更新時には更新料の領収書に基づき、助成を実施する。年度当初に現況調査を行う。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		5,305	6,734	5,454	4,110	4,881	5,769
①決算額（28年度は見込み）		520	1,787	3,342	3,891	4,785	5,768	6,472
②人件費等		872	847	826	832	773	770	
③減価償却費		291	311	328	338	325	341	
【事務分担当量】（%）		10	10	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		1,683	2,945	4,496	5,061	5,883	6,879	6,472
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	1,683	2,945	4,496	5,061	5,883	6,879	6,472
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	家賃補助者数	2	5	8	10	12	16	18
	転居費用等補助者数	1	3	5	5	3	7	9

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	家賃補助	4,238	負担金補助等	家賃補助	5,328	負担金補助等	家賃補助	5,904
	転居一時金	265		転居一時金	246		転居一時金	240
	転居費用	118		転居費用	80		転居費用	80
	契約更新費用	165		契約更新費用	115		契約更新費用	248

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 助成相談者数	8	9	14	25	30	
	② 家賃補助者	10	12	16	18	18	
	③ 転居費用等補助者	5	3	4	2	2	

問題点・課題 (指標分析)	制度の認知度を上げるために、区報、ホームページ及びチラシ等による周知方法の検討が必要である。
	他区の実況 (実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区) 千代田区、新宿区、文京区、目黒区、大田区、渋谷区、豊島区、江戸川区、品川区、中央区、北区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業内容について不動産業者及び区民に理解が深まるよう区報等の周知方法を工夫する。	事業内容について不動産業者及び区民に理解が深まるよう区報、ホームページ等の周知方法を工夫した。	新規事業の「高齢者住宅契約貸主助成事業」と併せて、不動産業者に理解が深まるよう周知方法を工夫する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	高齢者の住環境の向上を図るため、引き続き実施する必要がある。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	平成21年一定 平成27年6月 平成28年1月	防災まちづくりの推進への効果 助成制度の改善や新規事業も検討し、支援すること。 所得制限や転宅条件の緩和
------------------------------------	-------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-07	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者民間住宅入居支援事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	萩原 内線 2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-12	高齢者民間賃貸住宅入居支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	19年度	根拠	荒川区高齢者民間住宅入居支援事業要綱			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	高齢者世帯で民間賃貸住宅への入居が困難な場合に入居先の支援を行う。また、連帯保証人を立てられずに、賃貸契約等が困難になっている場合、区と協定を結んでいる保証会社が高齢者世帯に家賃等の債務に係る保証サービスを提供するとともに、区が委託保証契約に要する保証料を助成することにより、高齢者世帯の居住の安定と福祉の向上を図る。						
対象者等	保証料の助成に関して、区内に1年以上居住している一人暮らしの65歳以上の高齢者、又は65歳以上の高齢者と60歳以上の同居者のみの世帯で、区内の民間賃貸住宅に居住し、かつ、連帯保証人が立てられない方。（その他、所得制限等あり）						
内容	○ 転居先入居支援 ○ 債務保証料助成 ・補助対象経費：高齢者世帯が信用保証会社に支払う保証料 初回保証料は月額家賃等の50%、更新時は10,000円 <協定先> ・保証会社：日本セーフティ(株) ・保証会社：一般社団法人 賃貸保証機構 (会員保証会社) A L E M O(株)・(株)Casa・フォーシーズ(株)・(株)インサイト ※初回保証料、更新料は各保証会社による						
経過	平成19年10月1日 事業開始 平成28年2月1日 賃貸保証機構との協定により、転居先の支援開始及び「緊急連絡先」・「転居」要件廃止。						
必要性	高齢者の民間賃貸住宅への入居を容易にし、住み慣れた地域において生活を維持していくためにも、必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 保証会社との保証委託契約を締結した際に支払った保証料の領収書に基づき、助成を実施する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	500	250	150	168	100	150	161	
①決算額（28年度は見込み）	0	68	0	68	41	106	161	
②人件費等	872	847	826	832	773	1,539		
③減価償却費	291	311	328	338	325	683		
【事務分担量】（%）	10	10	10	10	10	20		
合計（①+②+③）	1,163	1,226	1,154	1,238	1,139	2,328	161	
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源	1,163	1,226	1,154	1,238	1,139	2,328	161	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	新規助成件数	0	2	0	0	2	1	2
	更新時助成件数（旧協定）	0	1	0	3	0	3	2
	更新時助成件数（新協定）	-	-	-	-	-	-	1

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	債務保証料（初回分）	41	負担金補助等	債務保証料（初回分）	38	負担金補助等	債務保証料（初回分）	100
	債務保証料（更新分）	0		債務保証料（更新分）	68		債務保証料（旧更新分）	41
							債務保証料（新更新分）	20

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 助成者数	3	2	4	5	7	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	制度の認知度を上げるために、区報、ホームページ及びチラシ等による周知方法の検討が必要である。
	他区の実況 (実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区) 千代田区 文京区 台東区 中野区 中央区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	不動産業者及び区民に事業内容を周知していく。	区民、不動産業者に向け、区報、ホームページ及びチラシ等により周知した。	新規事業の「高齢者住宅契約貸主助成事業」と併せて、不動産業者等に周知していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	高齢者が住みなれた地域で住み続けられるよう、引き続き実施する必要がある。

況議 (要 会 質 問 状)	平成22年度 二定 制度の利用拡大について
-------------------------------	-----------------------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	社会福祉協議会補助（長寿慶祝の会）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	尾澤
							2661
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-01	社会福祉協議会補助					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 35年度		根拠	長寿慶祝の会実施計画書			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	社会福祉協議会が開催する長寿慶祝の会に要する経費を助成することによって、長年にわたり地域社会のために貢献してきた高齢者に対して、感謝の意を表するとともに、長寿を祝う。						
対象者等	区内在住の満75歳以上の高齢者						
内容	<p>・「敬老の日」に高齢者を招待する「長寿慶祝の会」を開催し、来場者に対し記念品を贈呈する。</p> <p>・荒川区社会福祉協議会が開催。区は事業を補助し、共催実施している。</p> <p>平成28年度実施概要</p> <p>1 実施日時 平成28年9月19日（月） 2 式典会場①サンパール荒川 ②ホテルラングウッド</p> <p>3 イベント実施会場 ①南千住地区：石浜ふれあい館／南千住ふれあい館／南千住駅前ふれあい館／汐入ふれあい館 ②荒川地区：峡田ふれあい館／荒川山吹ふれあい館 ③町屋地区：町屋ふれあい館／荒木田ふれあい館 ④尾久地区：尾久ふれあい館／西尾久ふれあい館 ⑤日暮里地区：東日暮里ふれあい館／夕やけこやけふれあい館／西日暮里ふれあい館</p>						
経過	<p>昭和35年 社会福祉協議会主催、第1回長寿慶祝の会を地域別に午前・午後の2回開催。90歳以上の高齢者9名に記念品を贈呈した。</p> <p>平成13年度 75歳以上の高齢者人口の増加を踏まえ、これまでの2回開催を3回開催に変更した。</p> <p>平成14年度 地域別にて2回開催を3回開催に変更した。</p> <p>平成21年度 地域別にて3回開催を4回開催に変更した。</p> <p>平成25年度 台風により中止。なお、急遽中止によって配布できなかった記念品については、荒川区高年者クラブ連合会、社会福祉協議会、区共催で実施している高年者芸能大会の会場において配布を行った。（10月22日）</p> <p>平成26年度 来場者が集中している地区について、地区割を一部変更した。</p> <p>平成27年度 サンパール荒川の改修工事に伴い、区内19会場にて実施した。</p> <p>平成28年度 2会場で式典を行うほか、区内ふれあい館においてもイベントを実施する。</p>						
必要性	地域社会に長年貢献してきた高齢者に、感謝の意を表すとともに長寿を祝うものであり、必要な行事である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		3,061	4,021	4,509	4,608	4,687	11,561
①決算額（28年度は見込み）		3,061	4,021	4,410	4,150	4,604	10,962	
②人件費等		2,180	2,117	2,065	4,159	3,090	3,848	
③減価償却費		726	778	819	1,690	1,300	1,707	
【事務分担当量】（%）		25	25	25	50	40	50	
合計（①+②+③）		5,967	6,916	7,294	9,999	8,994	16,517	0
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		5,967	6,916	7,294	9,999	8,994	16,517	0
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	対象者数	20676	21642	22202	22706	23405	23718	
	来場者数	3778	3751	4370	-	5375	8325	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	長寿慶祝の会事業費	4,604	負担金補助等	長寿慶祝の会事業費	10,962	負担金補助等	長寿慶祝の会事業費	11,561

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 来場者数	0	5375	8325	10000	10000	来場者数実績（記念品配布数）
	② 参加率	0	23.4	35.1	40.2	42.6	来場者数÷対象者数×100
	③ 対象者数	22706	22985	23718	24800	23500	

問題点・課題 (指標分析)	対象者数が増加傾向にあるため、会場の増加・分散を検討するとともに、周知を十分に行う必要がある。
	（実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区） 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、杉並区、豊島区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域における開催となるため、十分に周知を行い、関係機関と連携し、円滑な運用ができるよう努める。	各地域の身近な会場で実施したことにより、参加者が増加し、記念品をより多く受け取っていただいた。	各地域においてイベント会場を設けるなど、高齢者が来場しやすい方法を検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	関係機関と連携し、安全な会の運営を図る。

況議 (要 会 質 問 状)	平成20年決算特別委員会 開催方法の見直しの検討について
-------------------------------	------------------------------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-09	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	宮子
				内線	2675		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-02	理美容サービス事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 51年度		根拠	高齢者理美容サービス券支給要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	在宅の寝たきり高齢者に出張理美容のサービス券を支給し、調髪・顔そり・カット等の理美容サービスを提供することにより、高齢者の保清と健康の保持に資する。						
対象者等	区内に住所を有する在宅高齢者で、要介護4又は5と認定された者。その他、区長が認めた者。						
内容	<p>理容及び美容組合が利用者と日程調整のうえ自宅へ出張して理美容のサービス（理容サービス：調髪及び顔そり、美容サービス：カット及びブロー）を提供する。</p> <p>受給者がサービス券を利用して理美容サービスを受けるときは、本人負担額として1回につき1,950円を支払う。</p> <p>前年度末の受給者名簿に基づき、毎年4月上旬に社会福祉協議会よりサービス券6枚を郵送する。4月以降の新規認定者は、高齢者福祉課で支給する。年度途中の申請については、申請月に応じ以下の枚数を支給する</p> <p>(1) 4月・5月の認定者 6枚 (2) 6月・7月の認定者 5枚 (3) 8月・9月の認定者 4枚                  (4) 10月・11月の認定者 3枚 (5) 12月・1月の認定者 2枚 (6) 2月・3月の認定者 1枚</p> <p>経費内訳：一枚の委託料 3,050円{（出張料1,030円+理美容代+3,900円+事務手数料70円）－（利用者負担金1,950円）}</p>						
経過	<p>昭和51年度 事業開始。支給枚数3枚。</p> <p>平成4年度 支給枚数6枚。</p> <p>平成12年度 介護保険制度の導入に伴い、巡回入浴時の同時理髪を廃止し、1回当たり1,900円（非課税者半額）を利用者負担とする。</p> <p>平成15年度 老人福祉手当の廃止に伴い、利用者負担金を一律1,900円とする。</p> <p>平成26年度 消費税8%の導入により、利用者負担金を1,950円とする。</p>						
必要性	在宅の寝たきり高齢者が快適な生活を保持する一助として、理美容の機会を提供するものである。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 社会福祉協議会へ委託し、理美容サービスについては、理・美容生活衛生同業組合荒川支部に社会福祉協議会から再委託して実施している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	2,136	2,116	2,111	2,637	2,388	1,691
①決算額（28年度は見込み）		1,912	1,909	2,035	1,949	1,924	1,334	1,660
②人件費等		610	593	271	832	773	770	
③減価償却費		203	218	328	338	325	341	
【事務分担当量】（%）		7	7	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		2,725	2,720	2,634	3,119	3,022	2,445	1,660
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		2,725	2,720	2,634	3,119	3,022	2,445	1,660
実績の推移	対象者	2035	1995	1980	1938	1970	1977	1951
	希望者	223	243	244	235	221	213	
	支給枚数	1338	1671	1932	1651	1663	1650	
	利用枚数	533	519	578	523	484	413	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事業案内チラシ	91	委託料	事業費	1,260	委託料	事業費	1,586
委託料	事業費	1,477		事務費	74		事務費	74
	事務費	58						
	管理費	300						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① サービス券支給枚数	1651	1663	1650	1872	1872	
	② サービス券利用枚数	523	484	413	520	520	
	③ 対象者数	1938	1970	1977	1951	1951	要介護4・5

問題点・課題 (指標分析)	サービス利用者は、年々減少している。在宅でサービスを必要としている対象者への周知をきめ細かく行い、利用者の増加を図る。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報掲載等により、周知し、利用者増を目指す。	3月21日号の区報掲載により周知した。また、介護認定証郵送時に案内チラシを同封し、周知している。	引き続き方法を検討し、より広く周知を図っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	必要とする高齢者が事業を活用できるように利用者の利便性を高め、引き続き実施していく。

況 (要旨)	議会質問状
-----------	-------



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	武岡
				内線	2677		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-03	高齢者紙おむつ購入助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	52年度	根拠	紙おむつ購入費助成事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	高齢者の紙おむつ購入費の一部を助成することにより、高齢者や介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図る。						
対象者等	住民票に記載のある介護保険の第2号被保険者（40歳～64歳）又は65歳以上で①要介護4及び5の方、②要介護1から3で認知症があり紙おむつの必要な方（介護保険適用施設入所の方は除く）、身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2度の方、③入院中で①②に準じる方						
内容	<p>【紙おむつ購入券】 利用者に紙おむつ購入券を支給（郵送で送付3カ月分前渡し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月6,000円（2,000円券×3枚）、ただし1割自己負担のため、実際には5,400円を助成。</li> <li>・区と契約している薬剤師会又は介護サービス事業者組合加盟の区内薬局や介護用品販売所において、使用可能。</li> </ul> <p>【紙おむつ代助成】 入院中で、病院が紙おむつを指定し、持込ができない場合に、病院で請求された紙おむつ代のうち、月額6,000円（1割自己負担）を上限に助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4ヶ月ごとに利用者に「請求の案内はがき」を送付。</li> <li>・利用者は指定された期間内に支払った紙おむつ代の領収書を持参し、区窓口で請求手続きをする。</li> </ul> <p>平成26年10月から住民税課税者については、紙おむつ購入券・紙おむつ代助成共に限度額を3,000円とする。</p>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成4年度 所得制限を撤廃。現物支給できない対象者に費用助成開始</li> <li>・平成12年度 購入券方式を採用し自己負担金を導入、近隣商店での自由購入を可能とした。</li> <li>・平成13年1月 入院中の方に限り、介護認定がなくても、該当の判定をすることとした。</li> <li>・平成15年7月 継続利用者についての利用者負担についても3%から6%に変更した。</li> <li>・平成17年度 11年度以前からの継続利用者についての利用者負担軽減措置を廃止した。</li> <li>・平成18年度 利用者が65歳以上で要介護4以上、更に非課税世帯の方については、介護保険会計から支払う。それ以外の利用者については一般会計から支払う。</li> <li>・平成20年度 要綱の第2条（対象者）を一部改正した。</li> <li>・平成24年度 非課税世帯についても一般会計から支払う。</li> <li>・平成26年度 介護保険の第2号被保険者も対象として加える。</li> <li>・平成26年10月住民税課税者については、限度額を3,000円とする。</li> </ul>						
必要性	高齢者や介護者の経済的負担軽減のために必要性が高い。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員）</p> <p>①購入券→3ヶ月ごとに郵送（前払い）組合に加盟している指定店で購入券を紙おむつと引き換える。②現金支給→4ヶ月ごとに領収書に基づき振込み（後払い）</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		98,233	102,769	111,402	112,633	101,134	95,310	100,567
①決算額（28年度は見込み）		94,524	101,598	102,055	103,119	97,848	94,033	100,567
②人件費等		1,954	2,453	5,783	2,604	3,434	3,508	
③減価償却費		2,034	2,799	2,294	3,042	3,251	3,413	
【事務分担当量】（%）		70	90	70	90	100	100	
合計（①+②+③）		98,512	106,850	110,132	108,765	104,533	100,954	100,567
特定財源	国	地域支援事業交付金	6,503	8,009	0	0		
	都	地域支援事業交付金	3,251	4,004	0	0		
	その他	地域支援事業繰入金等	3,251	4,004	0	0		
	一般財源		85,507	90,833	110,132	108,765	104,533	100,954
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	購入券延べ利用者数	14599	15668	15460	15586	16164	16857	17717
	おむつ代助成延べ件数	2888	3150	3424	3228	3900	4044	3517
	計	17487	18818	18884	18814	20064	20901	20973
	利用者数	2287	2360	2286	2308	2522	2587	2640

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費		100	需用費		247	需用費		341
扶助費		97,747	扶助費		93,786	扶助費		100,226

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 購入券延べ利用者数	15586	16164	16857	17717	17717	
	② おむつ代助成延べ件数	3228	3900	4044	3517	3517	
	③ 利用者数	2308	2522	2587	2640	2640	

（問題点・課題分析）	・紙おむつの持込が出来ない病院等については、利用者に紙おむつ指定証明書の提出を求めているが、より手続きを簡素化する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ポイント制度をほとんどの区が採用している。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	紙おむつ指定施設・病院の把握に取り組んでいく。	紙おむつ指定施設・病院の把握に取り組んでいる。	今後は、介護病棟も加わることになった病院の把握にも取り組む。
②		再入院等による同一箇所の2度目の紙おむつ指定証明書の提出を省略した。	引き続き取り組む。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	高齢者・介護者の経済的負担軽減の為に引き続き支援していく。

況議 （要 会 質 問 状）	平成27年9月 おむつ代補助の所得制限について元に戻すこと
-------------------------------	-------------------------------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	特別永住者等福祉給付金	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	宮子
				内線	2675		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-19-01	特別永住者等福祉給付金支給事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	22年度	根拠	荒川区特別在住者等福祉給付金支給要綱			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	在日外国人で、昭和56年の「難民の地位に関する条約」批准に伴う国民年金法の改正により、昭和57年1月1日から国籍要件が撤廃された際、既に高齢のため老齢年金等の支給対象とならなかった者に対し、特別永住者等福祉給付金を支給することにより、在日外国人の福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	老齢基礎年金等の受給資格がない外国人等のうち、荒川区に住居登録を行った日から引き続き2年を経過し、大正15年（1926年）4月1日以前出生の方で、所得要件等に該当する方。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支給金額 月額 15,000円</li> <li>●支給方法 毎年4月、8月、12月に4ヶ月分を金融機関口座に振り込む。</li> <li>●平成22年度分給付金に係る特例 平成22年度の給付金に限って、受給資格があり平成22年度中に申請をした者については、平成22年4月分以降の給付金を支給する。</li> <li>●現況届 毎年7月1日から31日までの間に現況届を提出する。</li> </ul>						
経過	これまで、在日本大韓民国民団東京荒川支部及び在日本朝鮮人総聯合会東京都荒川支部から給付金創設の要請があり、平成22年度から無年金外国人に給付金を給付することとなった。						
必要性	無年金外国人の健全な生活の維持及び向上のために必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 受給資格者に年3回、4月分を本人の銀行口座に振り込む。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	1,800	2,700	2,520	2,160	2,160	1,440	1,260	
①決算額（28年度は見込み）	1,800	1,980	1,890	1,920	1,350	1,155	1,260	
②人件費等	610	273	271	289	296	304		
③減価償却費	203	311	328	338	325	341		
【事務分担当量】（%）	7	10	10	10	10	10		
合計（①+②+③）	2,613	2,564	2,489	2,547	1,971	1,800	1,260	
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源	2,613	2,564	2,489	2,547	1,971	1,800	1,260	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	対象者数	10	12	11	10	7	6	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	福祉給付金	1,305	扶助費	福祉給付金	1,155	扶助費	福祉給付金	1,260

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 対象者数(人)	10	7	6	7	7	
	② 給付額（金額 千円）	1920	1305	1155	1260	1260	
	③						

（問題点・課題分析）	申請漏れが無いよう周知を図る必要がある。
	（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区） 豊島区（15年度）、江戸川区、葛飾区、北区（19年度）、文京区、板橋区、世田谷区、杉並区（20年度）、墨田区、江東区、大田区（21年度）、新宿区、目黒区（22年度）台東区（23年度）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	周知する。	区報等で周知を図った。	周知方法を検討し、引き続き周知を図っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	引き続き実施する。

況議（要旨） （会質問） 状	
----------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-12	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井		
		担当者名	宮子	内線	2675		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）		01-02-05	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業費				
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 47年度		根拠	荒川区寝たきり高齢者寝具乾燥消毒事業要綱			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	長年にわたり臥床している高齢者に対し、寝具の水洗乾燥消毒のサービスを提供することによって、環境衛生及び健康を保持する						
対象者等	65歳以上の在宅者で、介護保険の要介護度が4及び5の寝たきり高齢者で寝具乾燥消毒が必要な方。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥消毒 11回／年</li> <li>・水洗い 1回／年</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">【1回の実施内容】敷布団、掛布団、毛布1枚、枕 1個</p> <p>&lt;自己負担金&gt; 本事業に要する費用の利用者の負担は10%とする。但し、生活保護受給者は無料とする。水洗いについては10%負担で1080円（税込）また、乾燥消毒については10%負担で368円（税込）となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具乾燥サービスを行う際に、高齢者の安否確認も行っている。</li> </ul>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成4年度 ドライクリーニングから水洗いへの変更</li> <li>・平成11年度 敷布団・掛け布団の消毒の枚数を各2枚から各1枚に変更</li> <li>・平成12年度 自己負担金導入</li> <li>・平成15年7月1日 訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更されることに伴い、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担（原則10%）の軽減についても3%から6%に変更</li> <li>・平成17年度から継続利用者負担軽減措置を廃止</li> </ul>						
必要性	寝たきり高齢者の環境衛生及び健康の保持を図るために必要性は高い。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区への申請に基づき、区が実態調査を行った上で、専門事業者により水洗乾燥消毒を実施する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		321	321	254	193	236	256
①決算額（28年度は見込み）		147	155	251	88	174	178	282
②人件費等		872	409	406	434	444	304	
③減価償却費		291	467	492	507	488	341	
【事務分担量】（%）		10	15	15	15	15	10	
合計（①+②+③）		1,310	1,031	1,149	1,029	1,106	823	282
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		1,310	1,031	1,149	1,029	1,106	823
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	対象者数	5	9	9	6	5	5	
	乾燥消毒延べ人数	34	41	61	49	51	47	
	水洗い延べ人数	5	4	7	6	6	4	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	174	委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	178	委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	282

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 対象者数(年度末現員)	6	5	5	7	7	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	在宅でサービスを必要としている対象者への周知をきめ細かく行い希望者の増加を図る。
	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区） 対象要件（介護4以上）が同じ区の登録人数。目黒区48人、北区25人、江戸川区140人。
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業者の訪問日を忘れ、当日利用者がいない状況もあるため、ケアマネ等利用者関係者への周知も図っていく。	介護認定証送付時に案内チラシを同封し、周知を図った。	他のサービス等の周知と合わせて、方法を検討し広く周知を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	在宅生活における環境衛生及び健康保持のため、引き続き実施する。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-13	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ふれあい入浴事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	宮子
							2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	---						
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 57年度		根拠	ひとり暮らし高齢者無料入浴券支給要綱			
終期設定	●有 ○無 27年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	2月3日 高齢者の在宅生活の支援					
目的	区内に住所を有するひとり暮らし高齢者に公衆浴場入浴券を支給することにより、地域社会との交流を促進し、閉じこもりや孤独感の解消と健康の維持・増進に資する。						
対象者等	高齢者みまもりネットワーク事業に登録した70歳以上のひとり暮らしの方で、前年度住民税非課税で入浴券を希望する者。 ただし、高齢者住宅に入居している者と生活保護受給者（生保入浴券受給者）を除く。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴券は、4月1日時点の対象者に10枚、10月1日時点では5枚を支給する。</li> <li>・4月1日現在で対象者名簿を作成し、名簿に基づき「ふれあい入浴券」（@465円）を発行し、郵送（簡易書留）する。</li> </ul> なお、区境地区（南千住2・3・4・8丁目、西日暮里3丁目）の対象者に対しては、東京都共通入浴券（@420円）を支給する。						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成10年度 所得制限（前年度住民税非課税者）と年齢引き上げ（65歳から70歳へ）。</li> <li>・平成13年度 東京都共通入浴券（有効期間が7月～）から荒川区独自の「ふれあい入浴券」（有効期間4月～3月）とし、買取方式から精算方式に変更、4月から配付可能となった。</li> <li>・平成14年度 該当者には、4月期に1年間分（30枚）を配付。</li> <li>・平成18年度 燃料高騰による料金改定（400円→430円）</li> <li>・平成20年度 燃料高騰による料金改定（430円→450円）</li> <li>・平成26年度 消費税増税等による料金改定（450円→460円）配布枚数20枚に変更</li> <li>・平成27年度 配付枚数10枚に変更</li> <li>・平成28年度 事業廃止</li> </ul>						
必要性	地域社会との交流促進、閉じこもりや孤独感の解消及び健康の維持・増進、介護予防の一助としての役割も果たしてきたが、平成20年度から趣旨が近似する「高齢者入浴事業」を開始したため、より対象者が広範囲である「高齢者入浴事業」へ移行を図った。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 荒川区社会福祉協議会へ委託し、さらに入浴サービスについては東京都公衆浴場生活衛生同業組合へ再委託して行っていた。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		16,200	16,200	15,730	14,122	8,249	3,364
①決算額（28年度は見込み）		13,609	12,946	11,504	10,711	6,954	2,942	0
②人件費等		610	409	542	723	739	609	
③減価償却費		203	467	655	845	813	683	
【事務分担量】（%）		7	15	20	25	25	20	
合計（①+②+③）		14,422	13,822	12,701	12,279	8,506	4,234	0
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		14,422	13,822	12,701	12,279	8,506	4,234	0
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	配付枚数	32610	31140	28666	27180	16300	8175	
	利用枚数	25009	23578	20028	18667	11616	5486	
	支給者数	1105	1094	1047	927	825	830	
	対象者数	1403	1301	1479	1206	1121	1100	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵送料	266	役務費	郵送料	256			
委託料	事業費	6,688	委託料	事務費	170			
				事業費	2,516			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 入浴券利用枚数	18667	11616	8175			
	② 支給者数	927	781	830			
	③ 利用率（利用枚数÷配布枚数）	68	71	67			

（問題点・課題 指標分析）	昭和57年度より開始した本制度は、平成20年度の「高齢者入浴事業」の開始時より、趣旨が近似しているため本制度を廃止し「高齢者入浴事業」へ統合することが検討されていた。 廃止にあたっては、利用者に十分周知を行う必要があったが、段階的に枚数の減を行い、また利用券の送付時に廃止の説明チラシ等送付を行うなど周知が行き届いたと思われるため、平成27年度末をもって本制度は廃止した。
	他区の実況 ( 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 )

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	配付枚数を10枚とし、27年度末をもって事業終了する。	年度末事業廃止	事業廃止
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
休止・完了	休止・完了	27年度末をもって事業廃止

況議 （要 旨） 問 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14年二定 ふれあい入浴デーの実施について</li> <li>・15年一定 半額入浴カードの発行について</li> <li>・16年一定 半額入浴カードの発行について</li> </ul>
--------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-14	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者入浴事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	宮子
				内線	2675		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-14	高齢者入浴事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	荒川区高齢者入浴事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	満70歳以上の高齢者が、毎週1回、区内の公衆浴場を低廉な料金で利用できることとすることにより、高齢者の健康の保持・増進を図り、あわせて地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用を促進する。						
対象者等	区内在住・在宅で満70歳以上の者						
内容	1 実施回数：平均週1回（年間52回） なお、年度内の転入・年齢到達者等については、申請日（誕生日）から当該年度末まで利用可能とする。この場合の利用回数は、基準日（月曜日）の年度内残日数とする。 2 実施施設：区内29公衆浴場（平成27年4月現在） 3 本人負担：200円（区負担260円） 4 委託先：東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部 5 実施方法：本人若しくは家族の申請に基づき区が「入浴カード」を発行し、本人が入浴カードを公衆浴場に持参・提示するとともに、本人負担金を支払うことにより入浴できるものとする。						
経過	57年度～ 満70歳以上の「ひとり暮らし高齢者届」を受理された前年度住民税非課税の高齢者を対象に「ふれあい入浴券」を配付 20年度 ふれあい入浴事業に加え、新たに高齢者入浴事業を実施（ただし、20年度については5月から事業開始のため、48回） 21年度 所得制限を撤廃し、荒川区在住の70歳以上すべての高齢者を対象とする。 26年度 26年7月から入浴料450円→460円						
必要性	高齢者の健康の保持・増進、地域におけるふれあい・交流の創出とともに公衆浴場の利用促進を図る面からも必要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1 浴場を利用する際は入浴カードに貼付されたシール1枚をはがし、負担金200円を支払う。 2 事業者は年6回（6・8・10・12・2・4月）浴場組合に実績報告し請求する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		49,396	49,339	53,453	53,898	53,899	56,032
①決算額（28年度は見込み）		43,003	44,534	45,697	48,570	51,329	53,315	58,872
②人件費等		558	2,371	948	1,157	1,183	1,217	
③減価償却費		581	871	1,147	1,352	1,300	1,365	
【事務分担当量】（%）		20	28	35	40	40	40	
合計（①+②+③）		44,142	47,776	47,792	51,079	53,812	55,897	58,872
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		44,142	47,776	47,792	51,079	53,812	55,897	58,872
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	対象者数（各年1月1日現在）	30444	31094	31993	33457	34294	34927	35009
	申請者数	5673	6231	6601	7078	7389	7881	
	利用者延べ回数	169222	175219	179951	191274	196243	201845	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	入浴カード、封筒等	330	需用費	入浴カード、封筒	342	需用費	入浴カード、封筒	406
役務費	郵送代	385	役務費	郵送料	404	役務費	郵送料	468
委託料	委託料	50,613	委託料	封入・シール貼作業	89	委託料	封入・シール貼作業	102
				入浴事業	52,480		入浴事業	57,896

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 申請者数	7078	7389	7881	8000	8000	各年1月1日現在
	② 利用回数(延べ回数)	191274	196243	201845	212356	212356	28年度は見込
	③						

問題点・課題 (指標分析)	近隣に区内公衆浴場がないエリアに住む荒川区民に対し、隣接区にある公衆浴場の利用を可能にする必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 文京区「シニア入浴デー」（65歳以上、年52枚、自己負担100円）、台東区「高齢者入浴券」（65歳以上年間20枚、自己負担50円）、北区「高齢者ヘルシー入浴補助券」（70歳以上、年間24枚、自己負担100円）など。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	PRにより区内浴場利用率のアップを図っていく。	利用者の利便性向上のため、区民事務所でも申請書の取次ができるよう検討した。（28年6月より実施）	区界地域において近隣区の浴場利用ができるよう引き続き検討する。
②			銭湯スペースを活用しているコミュニティ事業の工夫・充実により、利用率の向上を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	継続	高齢者の健康の保持・増進を図り、あわせて地域におけるふれあい・交流の創出とともに公衆浴場の利用を促進する観点から引き続き実施する。

況議 (要 会 質 問 状)	平成27年9月 ふろわり200の回数拡大
-------------------------------	----------------------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-15	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	長谷川
				内線	2661		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-06	緊急通報システム事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		元年度	根拠	荒川区高齢者緊急通報システム事業運営要綱		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	日常生活を営む上で急病で倒れるかもしれない等の不安を抱えているひとり暮らし高齢者等の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。						
対象者等	原則として65歳以上の一人暮らし及び夫婦等の高齢者世帯（日中独居含む）であって、日常生活を営む上で急病で倒れるかもしれない等の不安をもっている方。						
内容	<p>一人暮らし高齢者等が家庭内で急病等の緊急事態時に、機器又はペンダントの押しボタンを押すと、委託事業者の受信センターに通報され、状況に応じて受信センターが119番通報するシステム。119番通報と同時に、委託事業者の警備員が駆けつける。</p> <p>【月額自己負担額】</p> <p>疾病ありかつ非課税の方 0円</p> <p>疾病ありかつ課税の方 200円</p> <p>疾病なしかつ非課税の方 200円</p> <p>疾病なしかつ課税の方 500円</p>						
経過	<p>○平成元年 消防庁直通方式にて、疾病のある方を対象に事業実施</p> <p>○平成12年度 自己負担を導入（住民税課税者は設置費用の1割）。</p> <p>○平成13年度 協力員に対する活動謝礼を現金から区内共通お買い物券に変更。</p> <p>○平成14年度以降、毎年、緊急通報協力員連絡会を開催し、協力員に活動謝礼を交付。</p> <p>○平成22年度 新規・更新分から、民間方式（人感センサー方式）を導入。</p> <p>これに伴い、消防庁直通方式の新規設置を終了。</p> <p>○平成23年10月 疾病のない方にも対象要件を拡大、現在の自己負担額を導入。</p> <p>○平成24年12月 消防庁直通方式から、民間方式へ移行を開始。</p> <p>○平成26年5月 生活リズム感知方式を導入。</p> <p>これに伴い、人感センサー方式の新規設置を終了。</p> <p>○平成26年9月 消防庁直通方式利用者の終了とともに、協力員は終了。</p>						
必要性	高齢者の在宅支援・不安解消を目的とした事業であり、必要性は高い。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区が申請を受け、実態調査を行った上で設置を決定する。消防庁からの承認番号を得て、委託事業者へ設置および設置後の緊急対応を委託する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	20,727	24,062	25,581	31,672	31,740	26,835	351	
①決算額（28年度は見込み）	17,839	19,886	21,814	22,605	24,721	24,552	28,299	
②人件費等	3,924	4,658	4,544	3,327	3,322	3,232		
③減価償却費	1,307	1,711	1,802	1,352	1,398	1,433		
【事務分担当量】（%）	45	55	55	40	43	42		
合計（①+②+③）	23,070	26,255	28,160	27,284	29,441	29,217	28,299	
特定財源	国							
	都	5,159	10,435	14,795	21,490	19,929	22,744	
	その他							
一般財源	17,911	15,820	13,365	5,794	9,512	6,473	4,253	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	直通設置台数（新規・更新）	0	0	0	0	—	—	—
	民間緊通（新規）	162	147	389	231	261	270	228
	設置台数 民間・直通計	727	785	838	920	956	1023	1115
緊急通報協力員数	745	583	351	134	—	—	—	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費		23	委託料		24,552	委託料		28,299
委託料		24,698						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 設置台数 民間・直通 合計	920	956	993	1115	1250	
	② 民間方式機動員出動件数	141	190	153	170	190	
	③ 直通型発報件数	19	6	0	0	0	平成27年以降、直通型利用者なし

問題点・課題 (指標分析)	<p>○インターネット回線等、電話回線が多様化しているが、利用できる回線が限られており、申請があったすべての世帯への設置ができない。</p> <p>○利用者または利用者の関係者と受信センター（民間方式（生活リズム感知方式））間の意思疎通に齟齬が生じているため、対策を講じる必要がある。</p>
	<p>他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	安定稼働の継続。	トラブルには迅速に対応し、安定稼働の継続に努めた。	民間方式（生活リズム感知方式）の受信センターでの対応の質を向上させる。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	在宅高齢者の安全安心のために必要であり、見守りを強化するために、利用者の拡大を図る。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--



予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	案内パンフレット	90	需用費	案内パンフレット	99	需用費	案内パンフレット	100
委託料	手数料	11,786	委託料	手数料	14,096	委託料	手数料	16,605

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 利用状況（延べ配食数）	38560	45858	54850	63970	75000	
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	<p>今後、介護保険制度で「要介護度1，2」と認定された軽度者向けサービスから調理、買い物サービスが除外されることが想定される為、利用者数及び配食数が大きく増加する可能性がある。事業者ごとの許容見守り配食数を確認し、場合により、委託事業者数を増やす必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区）</p> <p>実施区のうち、足立区は当区のように委託の形態をとっておらず「あだち配食サービス協力店」（17店舗H26.6.1現在）を設置し、配食事業者の紹介を行っている。昼食・夕食を実施している区は千代田区・中央区・台東区・江東区・品川区・目黒区・板橋区・練馬区・葛飾区・江戸川区10区である。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	より積極的な周知を行う。	事業案内パンフレット作製部数をこれまでより増やして、周知の拡大を図った。	事業者と高齢者みまもりステーションと緊密に情報共有をし、引き続き実施する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	高齢者の見守りのひとつの手段として、引き続き利用者の拡大を図る。

況（要旨）	議（要旨）
-------	-------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-17	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	交通安全杖支給事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	村山
				内線	2667		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-07	交通安全杖支給事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	54年度	根拠	荒川区交通安全杖の支給等に関する事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	杖を使用しなければ歩行困難な高齢者に対し、外出時の補助具となる歩行杖を支給する。						
対象者等	満65歳以上の前年度住民税非課税者で杖を使用しなければ歩行が困難な者。						
内容	<p>[手続き]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請を窓口で受付、必要性と支給要件を確認の上支給決定し、その場で杖を支給する。本人の身長や持ち具合を見て、長さを調整する。（切断）</li> </ul> <p>[杖の種類]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>T字杖（重量280g～300g程度、握りはウレタン樹脂製）</li> <li>Sサイズ（790<sup>mm</sup>×19φ） Lサイズ（850<sup>mm</sup>×19φ） Tサイズ（900<sup>mm</sup>×19φ）</li> </ul>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和54年1月に開始、平成元年4月に地域振興部から事業移管された。</li> <li>平成10年度 所得制限（前年度住民税非課税者）を導入し、平成13年度以降は杖の再交付を廃止した。</li> <li>平成14年度 交通災害共済の廃止に伴い、区独自の区民交通傷害保険（月加入）に加入する。</li> <li>平成15年度 区独自の区民交通傷害保険（月加入）方式が廃止になったことに伴い、保険への加入を廃止した。</li> <li>平成16年度～区の直営で実施（以前は社会福祉協議会に委託）</li> </ul>						
必要性	杖を使用しなければ歩行困難な者に対し外出時の歩行補助具である杖を支給することは、交通安全対策と介護予防の一助となっており必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	210	394	315	281	297	334	351	
①決算額（28年度は見込み）	210	394	315	281	297	324	351	
②人件費等	558	545	1,097	579	591	609		
③減価償却費	581	622	655	676	650	683		
【事務分担当量】（%）	20	20	20	20	20	20		
合計（①+②+③）	1,349	1,561	2,067	1,536	1,538	1,616	351	
特定財源	国							
	都	105	196	157	140	148	162	
	その他							
一般財源	1,244	1,365	1,910	1,396	1,390	1,454	351	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	支給者数	131	119	106	104	127	133	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	交通安全杖	297	需用費	交通安全杖	324	需用費	交通安全杖	351

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 交通安全杖支給数	104	127	133	130	130	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	・杖の種類は、S（79センチ）、L（85センチ）、T（90センチ）の3種類を用意しており、在庫数確認を随時行い、外出支援の一環として適正なサイズが支給できるよう、かかりつけ医等の助言も視野に入れる。
	他区の実況 (実施 7 区 未実施 14 区 不明 1 区) 中央、新宿、文京、台東、墨田、練馬、足立 その他 シルバーカー・車椅子等の貸与等を実施している区19区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者に適したサイズを支給できるよう、細かな対応をしていく。	利用者に適したサイズを支給し、在庫の管理を行った。	引き続き実施。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	年間100人超の利用があり、高齢者が安全に外出できるよう支援するために今後も継続していく。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-18	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者マッサージ事業（在宅介護者マッサージ事業）	01-02-15	高齢者マッサージ事業費	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井
				担当者名	武岡	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 17年度		根拠	在宅介護者元気回復マッサージサービス事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	在宅で高齢者を介護している家族等介護者に対し、無料マッサージ券を支給することによって介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る。						
対象者等	65歳以上の要介護4・5の者を在宅で介護する者（主たる介護者）。ただし、要介護者が長期入所している場合は除く。						
内容	在宅で高齢者を介護している家族等介護者に対して、無料マッサージ券（1人当たり年2枚）を支給する。						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度 要介護4・5の者を在宅で介護する者に対して実施。（試行的に単年度で実施）</li> <li>・平成22年度 継続して実施することとなり、要綱を制定。</li> </ul>						
必要性	在宅で高齢者を介護している家族等の介護者の慰労及び心身リフレッシュを図るために必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区と契約した施術所（施術者）がサービス利用者の希望に応じて自宅または施術所において、区が利用者に対して発行する無料マッサージ券と引き換えにマッサージを行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額			4,112	1,828	1,982	1,797	1,506	1,344
①決算額（28年度は見込み）			1,770	1,397	1,278	1,009	958	1,209	1,238
②人件費等			279	273	271	289	296	304	
③減価償却費			291	311	328	338	325	341	
【事務分担量】（%）			10	10	10	10	10	10	
合計（①+②+③）			2,340	1,981	1,877	1,636	1,579	1,854	1,238
特定財源	国	地域支援事業交付金	707	558	0	0			
	都	地域支援事業交付金	353	280	0	0			
	その他	地域支援事業繰入金等	636	559	0	0			
	一般財源		644	584	1,877	1,636	1,579	1,854	1,238
実績の推移	事項名		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	延べ利用者数		320	265	243	189	173	212	214
	対象者数		1430	1081	812	765	819	1027	895

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費		14	需用費		13	需用費		16
役務費		55	役務費		106	役務費		122
委託料		889	委託料		1,090	委託料		1,100

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 延べ利用者	189	173	212	214	214	
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	事業を委託している「荒川区マッサージ師会」の登録事業者数が10店舗に増え利用者も増えたが、まだ利用率が高いとは言えない。利用者が選べる店を増やすなど、利用しやすくする必要がある。
	（実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区） 台東区：申請制で3,000円相当のマッサージ券か鮎券が選択できる。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	「荒川区マッサージ師会」に利用できる店舗を増やすよう引き続き要望していく。	「荒川区マッサージ師会」に店舗を増やすように依頼した結果、1店舗増えた。	引き続き「荒川区マッサージ師会」に店舗を増やすよう要望していくとともに、より利便性を高める手法について検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る一助になっており引き続き検討する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-19	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	高齢者みまもりステーション運営事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井
		担当者名	小嶋	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）		01-20-01	高齢者みまもりステーション運営事業費		
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 23年度		根拠	荒川区高齢者みまもりステーション事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市			
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成			
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援			
目的	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、その生活実態の把握や、地域の関係機関（町会・自治会、民生委員、地域包括支援センター等）と連携して高齢者に対する見守りや安否確認を行うとともに、緊急通報システムや、配食サービスなどを区民に周知する専門スタッフを配置することにより、みまもりネットワーク事業を推進し、在宅高齢者の安全、安心を確保する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上の一人暮らしの高齢者世帯又は高齢者のみの世帯にある者</li> <li>・介護保険における要介護3以上の認定を受けている者</li> <li>・その他日中一人暮らし高齢者で介護、見守り等が必要であると認める者 ※以上のいずれか</li> </ul>				
内容	<p>みまもりネットワーク事業の推進の核となるみまもりステーションを設置し、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合相談、実態把握及び安否確認             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 在宅高齢者等に関する相談対応、生活実態の把握及び情報収集（実態把握に基づく台帳の作成）</li> <li>(2) 戸別訪問や電話連絡による安否確認</li> <li>(3) 介護・福祉サービスに関する情報提供及び専門機関の紹介</li> </ul> </li> <li>2 みまもりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構築、関係機関等との連携及び支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ネットワークの構築及び強化</li> <li>(2) 戸別訪問や電話連絡による見守り、関係機関等に対する見守り活動の支援及び助言</li> <li>(3) 見守りや支援が必要な高齢者に対するネットワーク事業及び介護・福祉サービス等の登録勧奨</li> </ul> </li> <li>3 民間緊急通報システムや配食サービス事業の利用勧奨及び発報情報に基づく実態把握</li> <li>4 その他、高齢者の見守りに関して必要と認められる業務</li> </ol>				
経過	<p>平成23年 7月 南千住（東部）・荒川・町屋・尾久（西尾久）・日暮里（西日暮里）の5地区にみまもりステーションを開設。</p> <p>平成25年10月 尾久（東尾久）・日暮里（東日暮里）の2地区に増設。</p> <p>平成27年 7月 南千住西部に増設。</p>				
必要性	高齢者みまもりステーション（以下「ステーション」という。）は、地域包括支援センターの相談支援業務を補完するとともに、地域高齢者のみまもりネットワーク構築、生活実態把握及び安否確認等の業務を専門的に行うことから、その必要性は高い。				
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>ステーションは委託により、原則相談員1名、非常勤相談員1名（ともに原則として社会福祉士又は主任介護支援専門員の資格を有する者）の計2名により運営し、地域包括支援センターに併設する。</p>				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額			52,460	46,699	53,419	62,305	67,067	80,800
①決算額（28年度は見込み）			41,971	39,046	46,298	57,259	65,149	80,800
②人件費等			2,541	1,652	2,079	4,635	4,387	
③減価償却費			933	655	845	1,951	1,945	
【事務分担当量】（%）			30	20	25	60	57	
合計（①+②+③）		0	45,445	41,353	49,222	63,845	71,481	80,800
特定財源	国		15,651	0	0	0	0	0
	都		10,738	19,522	23,146	30,364	32,354	40,400
	その他							
	一般財源		0	19,056	21,831	26,076	33,481	39,127
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	高齢者みまもりステーション設置数	—	5	5	7	7	8	8

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	委託料	57,259	委託料	委託料	65,149	委託料	委託料	80,800
	緊急通報（疾病なし）設置経費	390						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 相談件数	7741	9,385	9106	9500	10000	見守り活動を行った対象者の実人数
	② 相談員による見守り戸別訪問数	5106	6,593	7268	7500	8000	実態把握を含む
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステーションが地域の高齢者に関する身近な相談窓口として機能を果たすために、より多くの区民に認知してもらう必要がある。</li> <li>・ネットワークの構築を推進するために、既存の関係機関等との連携を強化するだけでなく、多くの高齢者が利用する医療機関・公衆浴場・地域の商店等の地域の社会資源を最大限に活用しながら、「高齢者のみまもり」のネットワークを整備していく必要がある。</li> <li>・ステーションごとの業務の実績を見える化し、業務の質の向上に繋げる。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 7 区 未実施 15 区 不明 0 区） 墨田、豊島、港、品川、足立、中野、板橋区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	災害時のみ見守りの方も登録することで、見守り対象者をより一層広範囲なものとするため、登録を促していく。	町会長、高年者クラブ会長、医療機関、商店会へステーションの周知を推進した。	地域連携推進会議等を開催し地域内での連携をさらに促進するとともに新たな情報提供チャンネルを開拓する。
②	引き続きステーションの認知度を向上させ。相談しやすい環境の構築を図る。	サロンやころばん体操会場、地域の会合等でステーションの周知を推進した。	銭湯、ふれあい館等での周知活動によりステーションの認知度向上を更に推進する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の安否確認、実態把握を行うとともに、地域で高齢者を見守る拠点となるように各関係機関との連携を図るなど引き続き重点的に推進する。

況議 （要旨） 会質 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-20	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事
事務事業名	高齢者みまもりネットワーク事業 (ネットワーク)	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名
		担当者名	小嶋	内線
				2678
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（28年度）	01-02-12	高齢者みまもりネットワーク事業費		
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	23年度	根拠	荒川区高齢者みまもりネットワーク事業実施要
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	綱
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援	
目的	区と地域の関係機関等とが相互に連携して高齢者を見守る活動（以下「見守り等」という。）のネットワーク（以下「みまもりネットワーク」という。）を構築することにより、高齢者の孤独感を解消し、また緊急時又は災害時には高齢者に対して迅速に対処できる仕組みを整備する。これにより、区内の在宅高齢者の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりをめざす。			
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳以上の一人暮らしの高齢者世帯又は高齢者のみの世帯にある者</li> <li>・ 介護保険における要介護3以上の認定を受けている者</li> <li>・ その他日中一人暮らし高齢者で介護、見守り等が必要であると認める者 ※以上のいずれか</li> </ul>			
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) みまもりネットワークの構築及びその構築に必要な総合的な連絡及び調整等の実施</li> <li>(2) 広報及び普及啓発の実施</li> <li>(3) みまもり名簿の作成及び更新並びに関係機関等へのみまもり名簿の提供</li> <li>(4) 高齢者に対するひと声運動、日ごろの見守り等及び個別支援の実施</li> <li>(5) 緊急時又は災害時における安否確認、救援活動等の実施</li> <li>(6) 緊急通報システム事業、配食見守りサービス事業、新聞販売店による見守り活動、救急医療情報キット配付事業及びごみの戸別収集事業における事業登録者の利用履歴及び利用状況の把握</li> <li>(7) 熱中症対策の実施</li> <li>(8) ネットワーク連絡会等における見守り活動の事例紹介、区及び関係機関間の情報交換、課題検討</li> <li>(9) その他、高齢者の見守りに関して必要と認められること</li> </ul>			
経過	<p>平成13年度 本事業の前身である「支えあい見守りあいネットワーク事業」を区内の一部地域で開始                  平成14年度以降、区内の全地域に拡大して実施                  平成23年度 目的の類似する既存事業の統合・整理を行い、本事業を開始</p>			
必要性	見守り活動を希望する一人暮らし高齢者等に対して平常時の声掛け、安否確認を行うとともに、災害時の避難援助、救援活動の備えとなる本事業は必要性が高い。			
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区が、見守りを希望する高齢者をみまもり名簿に登載、各関係機関と情報共有し、当該名簿登載者へ声掛け・見守りを行うとともに緊急時の迅速かつ適切な対応及び避難援助・救援活動等に活用する。			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		372	9,181	12,281	3,857	3,957	4,767
①決算額（28年度は見込み）		24	6,339	8,981	2,563	3,281	3,430	
②人件費等		3,488	9,250	8,945	9,373	7,100	6,078	
③減価償却費		1,162	3,608	3,759	3,853	3,088	2,799	
【事務分担当量】（%）		40	116	115	114	95	82	
合計（①+②+③）		4,674	19,197	21,685	15,789	13,469	12,307	0
特定財源	国							
	都	高齢社会対策包括補助／医療保健政策包括補助						
	その他		1,236	1,589	1,506	1,724	1,663	2,959
一般財源		4,674	17,961	20,096	14,283	11,745	10,644	-2,959
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	登録者人数	3768	4432	4585	4724	4961	4911	
	ひと声運動対象者のべ人数	3856	7491	7845	8302	8672	8845	
	関係機関数	7	7	8	8	8	8	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	臨時職員賃金	144	賃金	臨時職員賃金	104	賃金	臨時職員賃金	144
需用費	消耗品等	879	需用費	消耗品等	1,330	需用費	消耗品等	3,130
役務費	郵送料・手数料	159	役務費	郵送料・手数料	160	役務費	郵送料・手数料	471
委託料	熱中症予防委託	2,100	委託料	熱中症予防委託	2,100	委託料	熱中症予防委託	2,400

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 登録者人数	4724	4961	4911	5000	5100	年度末時点の人数
	② 民生委員1人当たりの対象者人数の平均	23.62	24.805	24.5	25.0	25.5	見守り活動民生委員数200名
	③ みまもりツールの利用率	2.12	2.477	2.24	2.4	2.5	見守りサービスの平均利用数

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関等における自主的かつ積極的な見守り活動を推進するために意識啓発を行うとともに、見守りに協力する関係機関を増やし連携を強化していく必要がある。</li> <li>登録者の増加に対応するため、関係機関による見守り活動の負担軽減についても検討する必要がある。</li> <li>災害時における名簿情報を活用した安否確認や救援活動について、区及び関係機関の具体的な役割や取組内容を決めておく必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き事業の周知を行い、高齢者の状況に応じたみまもりサービスを提供する。	町会長、高年者クラブ会長への事業の周知を推進した。	警察等関係機関と協力し、事業周知を行い、高齢者の状況に応じたみまもりサービスの提供に努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	新規登録者を増やすため、事業の周知を行っていくなど引き続き推進する。

況議 (要旨) 会質 問状	平成20年三定 「高齢者等要支援者マップ」の作成について
------------------------	------------------------------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-21	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者みまもりネットワーク事業（救急医療情報キット配布事業）	01-02-11	高年齢者みまもりネットワーク事業費	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井
				担当者名	村山	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		22年度	根拠	荒川区におけるひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関する協定書		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内		○都基準内	●区独自基準	計画区分	●計画	○非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	救急隊が救急処置や救急搬送を速やかに行えるようにするため、あらかじめ必要な医療情報を記載したシート等を保管する「救急医療情報キット」（以下「キット」という。）を配付し、見守りを必要とする一人暮らし高齢者の不安の軽減を図る。						
対象者等	高齢者みまもりネットワーク事業におけるみまもり名簿に登録されている者						
内容	<p>【概要】</p> <p>キットには、「かかりつけ医」等の医療情報を記載したシート、「健康保険証」等の写しを入れ、冷蔵庫内に保管する。救急時に、駆けつけた救急隊が、キットに保管されている医療情報等から、救急活動に必要な情報を迅速かつ適切に把握できるため、速やかな救急処置や救急搬送、搬送先の医療機関との円滑な連携が期待できる。</p> <p>【保管場所を冷蔵庫内とする理由】</p> <p>冷蔵庫はほとんどの家庭の台所にあり、玄関扉の内側と冷蔵庫扉外側正面に保管を示すステッカーを貼付することで、救急隊員が容易に探し出すことができる。</p> <p>【キット容器内に保管するもの】</p> <p>①救急情報シート（氏名、住所、性別、生年月日、かかりつけ医、服薬情報、持病、緊急連絡先等を記載する用紙） ②本人写真 ③健康保険証、診察券、薬剤情報提供書またはお薬手帳の各写し</p>						
経過	平成23年3月～事業実施						
必要性	救急隊が必要な医療情報を的確に把握して迅速に救急救命活動が行えるとともに、搬送医療機関での対応にも役立つ。このキットが有効に活用されたという事例もあることから、その必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 荒川区高齢者みまもりネットワーク事業におけるみまもり名簿に登録された者のうち、キットの利用を希望する者に無償で支給する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		2,232	575	1,271	581	412	261	248
①決算額（28年度は見込み）		1,587	196	290	257	167	261		
②人件費等		1,744	2,117	542	579	591	154		
③減価償却費		581	778	655	676	650	68		
【事務分担当量】（%）		20	25	20	20	20	2		
合計（①+②+③）		3,912	3,091	1,487	1,512	1,408	483	0	
特定財源	国								
	都	高齢社会対策包括補助	1,116	287	145	290	83	130	
	その他								
一般財源		2,796	2,804	1,342	1,222	1,325	353	0	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	救急医療情報キットの配付数	2316	2072	909	847	727	549		

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品購入費	100	需用費	消耗品購入費	181	需用費	消耗品購入費	170
	印刷製本費	67		印刷製本	80		印刷製本	78

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	キット配付実績	847	727	549	700	700	
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急時にキットが効果的に活用されるために、平常時からキットに保管する救急情報シートの記載内容を常に最新の内容にしておく必要があり、定期的な点検が必要である。</li> <li>・キット利用者自身で救急情報シートの点検や、健康保険証、診察券、お薬手帳等の写しの準備管理保管が難しい場合はケアマネやみまもりステーション職員の支援が必要となる。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 12 区 未実施 6 区 不明 4 区） 千代田、中央、港、墨田、江東、品川、目黒、杉並、北、練馬、足立、葛飾 緊急連絡カード、見守りキーホルダー、SOSシート等の配布 6区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	配付対象者の拡大を図る。キットを持っている人には、いざというときに効果的に活用できるよう内容の更新を促す。	救急情報シートについて、気づいたときに内容を変更できるよう、各ステーションにシートを配布した。	情報シートの記載内容に変更がないか、ステーションの協力を得て、随時確認してもらう。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	本キットの有用性を周知し配付の拡大を図る。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-22	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者電磁調理器等購入費助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	宮子
							2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-11	高齢者みまもりネットワーク事業費					
事務事業の種類	●新規事業（○28年度 ●27年度）			○建設事業	○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	27年度	根拠	荒川区高齢者電磁調理器等購入費助成事業実施要綱			
終期設定	●有 ○無	32年度	法令等				
実施基準	○法令基準内	○都基準内	●区独自基準	計画区分	○計画	●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	区が進める「災害で一人の犠牲者も出さない安全・安心のまちづくり」の一環として、防災上の向上と良好な住環境の整備を促進するとともに、高齢者の火災に対する安全を確保する。						
対象者等	区内在住で、65歳以上のひとり暮らし世帯または高齢者のみの世帯						
内容	<p>1 助成対象                  (1) 電気フライヤー（ノンオイルフライヤータイプも可）                  (2) 電磁調理器（IH対応調理器具の購入費も2点まで加算可）                  (3) Siセンサーコンロ</p> <p>2 補助率 1/2（上限額20,000円）</p> <p>3 助成回数 1世帯で1回</p> <p>4 助成対象 1（2）の調理器設置のため電気工事を要した場合は、上記購入費のほか電気工事についても、補助率1/2（上限額20,000円）の助成をする。</p> <p>5 実施方法 領収書及び該当製品の保証書の写しを添付して申請書兼請求書を区に提出する。区は申請書の内容を審査、決定を行ったのち、指定された口座に助成額を振込む。</p>						
経過	平成28年2月	事業開始					
	平成28年2月	HP掲載					
	平成28年2月	区内電気店・区施設等・町会・民生委員等説明、チラシ配布					
	平成28年2月	区報掲載					
	平成28年6月	区報掲載					
必要性	住宅火災の発生において、高齢者が関わるものは件数も多く、ガステーブル等による火災が最も多く発生している。本事業により、電磁調理器や安全装置のついたガスコンロへの買い替え促進を行うことは、高齢者の生活の安全を確保するものであり、必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額							2,000
①決算額（28年度は見込み）							-	1,230
②人件費等							993	
③減価償却費							853	
【事務分担当量】（%）							25	
合計（①+②+③）		0	0	0	0	0	3,076	0
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	3,076
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	申請及び決定件数						80	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			負担金補助及び交付金	購入費助成金	1,230	負担金補助及び交付金	購入費助成金	2,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 申請件数			80	100	100	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	高齢者への周知はクチコミの効果が高いので、町会や高齢者クラブの集まり等様々な機会を通じて周知していく。
	（実施 16 区 未実施 3 区 不明 3 区） 類似事業として火災安全システムを実施している区を含む。 実施区：千代田、新宿、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷（27年度で廃止）、杉並、豊島、板橋、練馬、足立、葛飾

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業開始にあたり、きめ細やかに周知する。	町会や高齢者クラブの集まりで周知するとともに、消防署との連携により、周知を図る事が出来た。	防災課における屋内安全対策事業や消防署の防火診断と連携し、より一層周知を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	防災上良好な住環境と火災に対する安全を確保するため、引き続き実施する。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-23	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	敬老週間事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井
		担当者名	貞末	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-04-01	敬老週間事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 46年度		根拠	荒川区敬老祝品贈呈事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区山谷地域敬老会事業補助金交付要綱	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市			
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成			
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援			
目的	①百歳を超える者（以下「長寿者」）満百歳を迎える者（以下「新百歳」）、並びに数え年で白寿、米寿及び喜寿を迎える者に敬老祝品を贈呈することにより、区内在住の高齢者に対して表敬するとともに、長寿と健康を祝う。②地域のレクリエーションを主催する公益財団法人城北労働・福祉センター（高齢者のためのレクリエーション事業）に補助金を交付し、高齢者の慰安と激励を図る。				
対象者等	①区内在住高齢者のうち、次の要件を満たす者。長寿者：大正5年1月1日以前生まれ。新百歳：大正5年1月2日～大正6年1月1日生まれ。白寿：大正7年生まれ。米寿：昭和4年生まれ。喜寿：昭和15年生まれ。②(財)城北労働・福祉センター（高齢者のためのレクリエーション事業）				
内容	①敬老祝品の贈呈 長寿者、新百歳については祝金（長寿者：10,000円、新百歳：50,000円）、白寿、米寿、喜寿については荒川区商店街連合会発行の荒川区共通お買い物券を贈呈。（白寿：20,000円、米寿：10,000円、喜寿：3,000円） ・白寿、米寿及び喜寿の者には、8月下旬から民生委員が対象者宅を訪問して贈呈する。 ・長寿者及び新百歳の者には、事前に表敬訪問の希望の有無に関する意向調査を行い、訪問を希望する者には区長等が訪問の上、祝品とともに花束を贈呈する。訪問を辞退した者には担当職員が訪問の上、祝品のみを贈呈する。 ②山谷地域敬老会への補助。(財)城北労働・福祉センター(山谷地域敬老会)の敬老事業(レクリエーション事業)に対して補助金を交付する。				
経過	敬老金（75歳以上）昭和33年度開始～平成9年度に廃止。表敬訪問（95歳以上）昭和46年度開始～平成9年度に廃止。長寿者祝金（100歳以上）昭和62年度開始～平成12年度に廃止。 ・敬老祝品 昭和40年度開始 記念品を贈呈（喜寿・米寿） 平成10年度改正 敬老金と表敬訪問の廃止に伴い、敬老祝品の贈呈対象者に白寿を追加。 平成11年度改正 敬老祝品を各種記念品から区内共通お買い物券（金額は現在の金額）へ変更。 平成13年度改正 長寿者祝金の廃止に伴い、敬老祝品の贈呈対象者に新百歳を追加。長寿者には、表敬訪問を希望した者について花束を贈呈する。 平成23年度改正 敬老祝品贈呈対象者に長寿者を追加する。長寿者および新百歳については、祝金とする。白寿及び喜寿について贈呈金額を変更。 山谷地域敬老会補助 昭和61年度開始 補助額の変更：平成13年度 240,000円、平成24年度 120,000円、平成25年度30,000円				
必要性	区民の長寿を祝う事業は各自自治体においても重視しており、本区においても長年地域に貢献してきた高齢者を敬う本事業の必要性は高い。（贈呈した荒川区共通お買い物券の利用率は9割以上である）				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 敬老祝品の贈呈は、対象者宅を区職員や民生委員が直接訪問の上行う。 敬老祝品の包装、仕分け等の軽作業を荒川区シルバー人材センターへ委託する。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	20,433	18,937	18,651	20,156	18,954	19,990	20,924	
①決算額（28年度は見込み）	20,066	18,285	17,643	17,609	17,595	18,378	20,924	
②人件費等	1,308	1,694	2,065	1,663	2,472	2,917		
③減価償却費	436	622	819	676	1,040	1,707		
【事務分担当量】（%）	15	20	25	20	32	50		
合計（①+②+③）	21,810	20,601	20,527	19,948	21,107	23,002	20,924	
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源	21,810	20,601	20,527	19,948	21,107	23,002	20,924	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	喜寿（10月末現在）	1886	2181	2128	1959	1789	1859	2052
	米寿（10月末現在）	701	697	787	772	794	856	957
	白寿（10月末現在）	57	68	70	66	59	76	66
	長寿・新百歳（10月末現在）	50	72	68	86	103	105	118

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	敬老祝品	14,741	需用費	敬老祝品	15,898	需用費	敬老祝品	17,536
役務費	高齢者訪問意向調査郵送料	8	役務費	高齢者訪問意向調査郵送料	9	役務費	高齢者訪問意向調査郵送料	12
委託料	祝品仕分け封入作業委託	66	委託料	祝品仕分け封入作業委託	70	委託料	祝品仕分け封入作業委託	76
負担金補助等	祝金（新百歳・長寿者）	2,780	負担金補助等	祝金（新百歳・長寿者）	2,400	負担金補助等	祝金（新百歳・長寿者）	3,300

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 敬老祝品贈呈数	2883	2745	2896	3193	3200	
	② 対象者人数	3003	2854	2993	3193	3200	
	③ 安否確認率	100	100	100	100	100	

問題点・課題 (指標分析)	高齢者人口の増加に伴い、祝品贈呈者も増加し、贈呈にかかる業務及び財政負担の規模も大きくなっている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 各区で、敬老祝品の贈呈対象者や贈呈する品の内容に差異があるものの、全区で敬老週間行事の一環として敬老祝品の贈呈や表敬訪問を実施している。
他区の実	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	他区状況等参考にしながら、引き続き検討する。	検討した結果、引き続き実施した。	増加する高齢者へ対応できるよう、祝品の贈呈方法等を検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	高齢者の長寿を祝う事業として、引き続き実施する。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-24	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	養護老人ホーム措置	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	立園
				内線	2671		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	養護老人ホーム					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 41年度		根拠	老人福祉法第11条第1項第1号			
終期設定	○有 ●無		法令等	荒川区老人ホーム入所判定委員会設置要綱			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。						
対象者等	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（特段の事情のある場合は65歳未満も含む）の者で低所得者。						
内容	養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。 区では都内・近県の施設に入所措置している。 [措置要件] ・原則として65歳以上 ・経済上（生保受給者等）、環境上（簡易宿泊所・更生施設入所、家庭環境、居住環境等）の理由により、居宅において生活することが困難な者						
経過	昭和41年 老人福祉法第11条を根拠に実施。 平成12年10月 費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。 平成14年4月1日 区内養護老人ホーム（千寿苑）開設。 【60床中荒川区枠は17床、残りは台東区枠】 平成18年4月 法改正で外部の介護保険サービス併用可（将来的にはケアハウスの形態に転換）						
必要性	法定措置事務として、要援護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		183,744	179,931	186,087	186,653	181,033	178,597
①決算額（28年度は見込み）		175,327	176,934	172,023	169,664	173,035	175,213	188,245
②人件費等		994	968	1,781	2,774	5,818	5,139	
③減価償却費		726	778	1,129	1,656	3,251	3,311	
【事務分担当量】（%）		25	25	35	49	100	97	
合計（①+②+③）		177,047	178,680	174,933	174,094	182,104	183,663	188,245
特定財源	国							
	都							
	その他	老人福祉施設費	18,215	22,998	25,746	28,491	28,678	29,557
一般財源		158,832	155,682	149,187	145,603	153,426	154,106	158,922
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	措置件数（継続数措置件数）	82	82	78	80	80	80	80
	措置施設数	20	21	23	23	22	23	23

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	納付書印刷製本	97	委託料	支払代行事務	467	賃金	繁忙期事務補助	87
委託料	支払代行事務	540	扶助費	措置費	174,746	需用費	納付書印刷製本	98
扶助費	措置費	172,397				委託料	支払代行事務	560
						扶助費	措置費	187,500

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 措置件数	80	80	80	80	80	
	② 措置実施施設数	23	22	23	23	23	
	③ 養護老人ホーム入所者数	19	14	20	20	20	

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りがない高齢者を受け入れる施設であるが、要介護状態となり特養ホームの入所が必要になると契約者となる親族がいないため、区長申立てをせざるを得ない事例が増加している。今後、既に入所している者及び新規入所者に対しての親族の協力関係構築の取組みを強化する必要がある。</li> <li>・自己負担金の滞納が高額化するケースもあるため、予防的対応を強化する必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被措置者との対面指導を重ね施設生活の定着を図るとともに親族の把握と協力関係構築の取組を強化する。	ケースワーカーが定期的に施設訪問を行い、被措置者の状態や状況の変化に応じた指導や援助を行った。	引き続き同様の取組みを行うことにより、施設と連携した高齢者支援を推進していく。
②	自己負担金を債権にしないための仕組みづくりを行う。	「施設利用料の収納事務の流れ」のマニュアルを作成した。	未納債権を発生させないという意識を係で共有し、マニュアルを活用し滞納を未然に防ぐとともに、債権を回収していく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法定措置事務として、必要とする高齢者を適切に措置していく。

況議 (要旨) 会 質 問 状	
--------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-25	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	特別養護老人ホーム（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	立蘭
				内線	2671		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-02	特別養護老人ホーム					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 12年度		根拠	老人福祉法第11条第1項第2号			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	やむを得ない事由による措置に関する要綱			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に通常の方法により入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに措置入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。						
対象者等	本人または親族等では適切な介護サービスを受けるための契約の締結が困難な高齢者						
内容	老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続を行う。 家族による経済的虐待等を受けており本人負担が困難な場合は、施設利用料を扶助する。 [措置要件] ・要介護認定において要介護状態に該当 ・やむを得ない事由により、本人及び家族の意思による入所が困難であること <やむを得ない事由> ・本人が家族等の虐待又は介護放棄を受けている場合 ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合						
経過	平成12～15年度 利用実績なし 平成19年度 措置件数15件 平成20年度 荒川区における老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置に関する要綱制定						
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために必要な事業である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	3,122	3,173	2,131	2,422	3,133	3,000	2,122	
①決算額（28年度は見込み）	947	496	2,062	2,421	1,697	2,900	2,122	
②人件費等	4,360	4,235	4,131	3,200	6,114	5,443		
③減価償却費	1,453	1,555	1,614	1,521	3,576	3,652		
【事務分担当量】（%）	50	50	50	45	110	107		
合計（①+②+③）	6,760	6,286	7,807	7,142	11,387	11,995	2,122	
特定財源	国							
	都							
	その他	老人福祉施設費	320	496	2,027	2,731	1,246	2,900
一般財源		6,440	5,790	5,780	4,411	10,141	9,095	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	措置件数（継続含む）	6	5	14	8	6	3	6
	措置施設数（継続含む）	3	3	3	8	6	3	6

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	介護給付本人負担分	1,697	扶助費	介護給付本人負担分	2,900	扶助費	介護給付本人負担分	2,122

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 措置件数（継続含む）	8	6	3	6	6	
	② 措置施設数（継続含む）	8	6	3	6	6	
	③						

（問題点・課題 指標分析）	措置費自己負担分の支払いが困難な高齢者が増えているため、費用の徴収方法について検討が必要である。						
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）						
他区の実況							

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き措置先との関係構築に努めることとする。	今年度は短期利用から本事業による入所措置に至る事案が少なかったが、短期利用が長期化しないよう支援を行った。	引き続き、左記取組みを継続しつつ、新たな措置先の確保に努める。
②	自己負担金を債権にしないための仕組みづくりを行う。	「施設利用料の収納事務の流れ」のマニュアルを作成した。	未納債権を発生させないという意識を係で共有する。マニュアルを活用し滞納を未然に防ぐとともに、債権を回収していく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法定措置事務として、必要とする高齢者に適切に措置していく。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-26	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	介護サービス事業（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	立蘭
							2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-01	介護サービス事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		12年度	根拠	老人福祉法第10条の4		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等	荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱		
実施基準	●法令基準内 □都基準内 □区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者又は認知症等により日常生活に支障のある者が、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であると認められる場合に、当該高齢者の生活の場の確保や回復を図るため、区が措置により居宅介護支援等の介護サービスを提供する。						
対象者等	[高齢者緊急一時保護] 事情等により一時的に在宅生活が困難になった場合 [やむを得ない措置] 虐待又は介護放棄を受けている場合、認知症等で意思能力が乏しく本人を代理する家族等がない場合						
内容	[高齢者緊急一時保護] 家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者を、一時的に区内特別養護老人ホームに入所させる。  [やむを得ない措置] ①措置の一環として要介護認定と同様の手続を実施。 ②ケアプランを作成し、介護給付を提供する。 サービス内容（1）訪問介護（2）通所介護（3）短期入所生活介護（4）グループホーム入所 ③やむを得ない事由が消滅した（虐待の終息又は後見人の選定）時点で、措置を解除し、契約に移行する。						
経過	平成12～15年度は、実績なし。 平成16年度に、荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱を制定						
必要性	[高齢者緊急一時保護] 認知症に伴う徘徊高齢者の保護施策として一定の役割を果たしており必要である。 [やむを得ない措置] 老人福祉法第10条の4「やむを得ない措置」を実施するため必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	1,531	1,661	1,544	1,606	1,510	2,357	1,362	
①決算額（28年度は見込み）	1,301	1,101	1,147	632	420	1,894	1,362	
②人件費等	4,360	4,235	2,478	2,929	4,931	4,226		
③減価償却費	1,453	1,555	968	1,521	2,276	2,287		
【事務分担当量】（%）	50	50	30	45	70	67		
合計（①+②+③）	7,114	6,891	4,593	5,082	7,627	8,407	1,362	
特定財源の推移	国							
	都							
	その他 老人福祉施設費、雑入（緊急一時保護）	822	890	130	114	191	1,255	723
一般財源	6,292	6,001	4,463	4,968	7,436	7,152	639	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	緊急一時保護件数	5	4	3	4	3	6	6
	緊急一時保護（延日数）	85	40	63	50	28	100	100
	やむを得ない措置件数	12	11	8	3	2	4	4
	やむを得ない措置（延べ日数）	300	258	144	51	36	151	151

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	高齢者緊急一時保護	321	委託料	高齢者緊急一時保護	1,228	委託料	高齢者緊急一時保護	896
扶助費	やむを得ない措置	98	扶助費	やむを得ない措置	667	扶助費	やむを得ない措置	466

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 緊急一時保護件数	4	3	6	6	6	
	② やむを得ない措置件数	3	2	4	4	4	
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特養受け入れ時、認知症等により本人が物損した場合、施設に必要な保障ができるよう体制整備する必要がある。</li> <li>・緊急一時保護の際、徘徊高齢者の特養受け入れについて、施設と対応方法について調整する必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） やむを得ない措置 台東、千代田、新宿、大田、世田谷、渋谷、足立、葛飾の8区で実績あり 緊急ショートステイ 22区で実施

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	入所した者が、認知症等の問題行動により施設を物損した場合の補償体制の整備を図る。	荒川区老人福祉法施行細則について、区長が必要と認めた経費の実費を措置費として支弁し徴収できるよう規定整備した。	他の関係事業について、同様の補償体制がとれるよう規定整備を図る。
②		緊急一時保護の受け入れについては、情報が少なく感染面からの不安が施設にあったため、区内全施設を回り理解を求め、調整を行った。	今後も受入施設との情報の共有に努め、事故やトラブルが発生しないよう支援に努める。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	継続	法定措置事務として、必要とする高齢者に適切に措置していく。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-27	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者生活管理指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	立園
				内線	2671		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-01	生活管理指導事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	荒川区高齢者生活管理指導事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	自ら介護保険サービスの利用ができない高齢者に対して、生活環境改善や生活援助・身体介護等の生活管理指導を行い、高齢者の福祉の向上を図る。						
対象者等	自ら介護保険サービスの利用ができない高齢単身者又は高齢者の世帯						
内容	<p>区が委託した訪問介護事業所のホームヘルパーを対象世帯に派遣し、以下のことを実施することで、介護保険サービスに結び付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境改善</li> <li>・対人関係の構築</li> <li>・急性疾患等の一時的な虚弱状態に対する緊急一時的な生活援助及び身体介護</li> </ul> <p>[自己負担金の徴収方法] 単価257円に当月の派遣時間数を乗じた額の納付書を翌月本人に郵送する。 又は、必要に応じケースワーカーが訪問し直接徴収する。</p>						
経過	<p>平成18年度 区に対する要援護高齢者の生活支援の要請は、今後も継続することが見込まれるため、生活支援ヘルパー事業のうち、生活管理指導事業に特化した形で、区の措置的なホームヘルプを事業化した。</p> <p>平成26年度 地域を分けて2事業者を指名し契約した。</p> <p>平成27年度 契約方法を改め、一定規模のヘルパー数を有する事業者を公募し4事業者と契約した。</p> <p>平成28年度 公募で3事業者と契約した。</p>						
必要性	地域の要援護高齢者に対する生活支援（家族等がないため介護サービスにつながない、ごみ屋敷清掃等）の要請は多く、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 対象者の調査、決定は区が行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		759	631	460	441	453	387	312
①決算額（28年度は見込み）		351	273	358	323	90	181	312
②人件費等		3,488	3,388	3,717	2,784	4,931	4,226	
③減価償却費		1,162	1,244	1,452	1,352	2,276	2,287	
【事務分担当量】（%）		40	40	45	40	70	67	
合計（①+②+③）		5,001	4,905	5,527	4,459	7,297	6,694	312
特定財源	国							
	都							
	その他 雑入（生活管理指導）		25	31	29	24	8	15
一般財源		4,976	4,874	5,498	4,435	7,289	6,679	287
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	実施件数	16	13	14	5	6	5	6
	環境改善・関係構築（派遣時間）	106.5	80.5	61.5	85	2	26	8
	緊急一時身体介護等（派遣時間）	4	0	40	3.5	29	34	29

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	生活管理指導	90	委託料	生活管理指導	181	委託料	生活管理指導	312

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 実施件数	5	6	4	6	6	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	より質の高いサービスを提供するために受託事業者に対し、事業内容の必要性等について周知していく必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	公募により受託事業者数が増えたので事業が円滑に運用できるよう事業者との連携を強化する。	新規事業者で、緊急の業務に対応できない事業者があった。他の事業者に対応してもらったが、契約時の詳細な確認が必要であった。	受託希望事業者には事業内容について詳しく説明し、適切に履行できるよう連携する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	生活支援の要請は多くなっていることから、引き続き実施する。

況 (要旨)	議会質問状
-----------	-------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-28	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	緊急事務管理事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	立園
				内線	2671		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-12-01	緊急事務管理事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	□法令基準内 □都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等に対して、区が民法（明治29年法律第89号）第697条の規定に基づく事務管理を行い、本人の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。						
対象者等	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等						
内容	<p>【事務管理の開始】次に掲げるもののうち、本人に代わって事務管理を実施する必要があると認められる場合について、その開始を決定し実施する。</p> <p>(1)財産の保管(2)日常的な金銭管理(3)親族・知人等への連絡（戸籍の調査を含む。）(4)ケアマネジャー等への連絡調整(5)入院・入所・通院等の対応(6)その他区長が必要と認めるもの</p> <p>【事務管理の廃止】次に掲げるものに該当した場合は、事務管理を廃止する。</p> <p>(1)親族・知人が事務管理を行うこととなったとき(2)施設等に入所し、当該施設等が事務管理を行うこととなったとき(3)成年後見人が付されたとき(4)地域福祉権利擁護事業の契約が締結されたとき(5)対象者が死亡し、財産等が相続人に引き継がれたとき(6)その他、区が事務管理をする必要がなくなったとき</p> <p>[自己負担金] なし</p>						
経過	<p>認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等の支援について、医療機関や民生委員等から寄せられる相談に対し、家族の協力が見込めない場合等、家族に代わって区が財産管理や入院・入所の手続等の対応をする事例が増えている。</p> <p>これらに区職員が迅速かつ的確に対応するために、平成19年度に荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱を制定し、事務の範囲と取扱い基準を定め安定的な実施体制を整備した。</p>						
必要性	高齢者人口の増加に伴い身寄りのない高齢者の世話については、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。						
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>財産の保管・日常的な金銭管理及び財産の把握について、荒川区社会福祉協議会に委託（財産保管・日常的な金銭管理に関する業務委託契約）</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		2,650	2,650	2,650	2,650	2,726	2,726	2,726
①決算額（28年度は見込み）		2,582	2,650	2,650	2,650	2,662	2,662	2,726
②人件費等		872	847	2,891	2,369	5,226	4,530	
③減価償却費		291	311	1,129	1,183	2,601	2,628	
【事務分担当量】（%）		10	10	35	35	80	77	
合計（①+②+③）		3,745	3,808	6,670	6,202	10,489	9,820	2,726
特定財源	国							
	都	地域福祉推進包括補助	0	0	0	0		
	その他							
一般財源		3,745	3,808	6,670	6,202	10,489	9,820	2,726
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	開始件数（継続含む）	11	6	14	30	19	17	17
	廃止件数	9	2	9	22	16	13	13
	管理件数	2	4	5	8	3	4	4

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	財産管理業務委託	2,662	委託料	財産管理業務委託	2,662	委託料	財産管理業務委託	2,726

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 開始件数	30	19	17	17	17	前年度からの継続件数+27年度新規開始件数
	② 廃止件数	22	16	13	13	13	27年度廃止件数
	③ 管理件数	8	3	4	4	4	27年度末現在の管理実施件数

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身高齢者及び支援する身寄りのない高齢者が増加傾向にあり、緊急事務管理の増加が見込まれる。</li> <li>・成年後見人を速やかに選任することが望ましいが、親族の協力が得られないことや職業後見人の報酬を支払えない低所得者の問題点も懸念される。</li> <li>・財産管理の長期化も懸念されるが、早期対応により、本人申立てによる保佐人の申請や親族の協力体制をひきだせるよう検討が必要である。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） ただし、類似の事業として、台東、大田、渋谷、中野、豊島、練馬の各区で成年後見人選定までの暫定的な対応として実施（成年後見センターの委託も含む）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	相談シートを活用して、区・包括・社協が連携して情報共有し、本事業の活用前に適切な施策につなげる等予防的対応を強化する。	相談シートを活用し情報を共有する取り組みを推進した。	引続き相談シートを活用し、区・包括・社協が連携して情報の共有を図る等予防的対応を強化する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	後見制度を利用するまでの間、適切に高齢者の生活を支援するために必要であり、引き続き実施していく。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-29	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者虐待対策事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	立園
							内線
							2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-10-01	高齢者虐待対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律／介護保険法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	□法令基準内 □都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	養護者による高齢者虐待を防止するとともに、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行う。						
対象者等	被虐待者及び養護者等						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター、区民、ケアマネージャー、民生委員等から高齢者虐待の相談があった場合に、区が事実確認を行った後に、対応方針会議を主催、弁護士による専門的助言を踏まえ、必要に応じ、専門的対応（弁護士による成年後見申立）を行う。 ※28年度選任弁護士 東京弁護士会4名、第一東京弁護士会2名、第二東京弁護士会2名 計8名</li> <li>・緊急に医療が必要なケースの場合は、契約病院への医療保護（医師会推薦病院に常時1床確保）を実施する。※28年度医師会推薦病院 1床</li> <li>・区内3警察との連携を図るため平成26年度から警察連携会議を開催。情報提供の基準や対応方法等について確認するとともに、個別ケースの相談等を実施している。 平成26年度：1回、平成27年度：2回</li> </ul>						
経過	平成18年4月 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務等が定められ、区として高齢者虐待対策事業を開始した。						
必要性	高齢者の権利擁護の一つとして、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 虐待等の通報や相談があった場合に、ケースワーカーが状況を確認し情報を整理したうえで、適切な対応を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		6,379	6,344	6,282	6,574	6,816	6,905	6,552
①決算額（28年度は見込み）		5,258	5,862	6,182	5,198	5,498	4,742	6,552	
②人件費等		6,104	5,928	7,435	6,256	4,931	4,226		
③減価償却費		2,034	2,177	2,904	2,873	2,276	2,287		
【事務分担量】（%）		70	70	90	85	70	67		
合計（①+②+③）		13,396	13,967	16,521	14,327	12,705	11,255	6,552	
特定財源の推移	国								
	都	高齢社会対策包括補助	2,360	2,636	2,667	2,826	2,694	2,324	
	その他	雑入（緊急医療保護）	366	484	580	842	108	106	1,176
	一般財源		10,670	10,847	13,274	10,659	9,903	8,825	5,376
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	虐待の相談件数	98	101	109	81	68	85	85	
	専門的相談・対応件数	7	16	15	19	10	7	10	
	医療保護件数（継続含む）	5	9	4	7	3	3	13	
	医療保護日数（継続含む）	171	155	158	94	174	44	44	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	専門的相談・対応謝礼	661	報償費	専門的相談・対応謝礼	91	報償費	専門的相談・対応謝礼	1,415
委託料	医療保護	4,837	需用費	啓発パンフレット印刷	99	需用費	緊急飲食費	7
			委託料	医療保護	4,549	役務費	郵券	7
			扶助費	送致・通院経費	2	委託料	医療保護	5,083
						扶助費	送致・通院経費	33
						公課費	印紙料	7

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 虐待の相談件数	83	68	85	85	85	
	② 専門的相談・対応件数	19	10	7	10	10	
	③ 医療保護件数	7	3	3	13	13	

（問題点・課題分析）	養護者に関する課題（精神面での健康、経済的困窮 等）が多岐に渡り、高齢者福祉課のみの対応では限界があるため、生活福祉課、障害者福祉課、弁護士、医師との相互連携を、これまで以上に強化していく必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 港区、大田区、練馬区、杉並区、新宿区の各区で、緊急時の対応として施設等のベッドを確保している。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区内3警察との連絡会の定着と充実を図るとともに、虐待も含めた幅広い地域課題を共有し解決できる場となるよう体制を整備する。	区内3警察との連絡会や包括支援センターと区の連絡会、区ワーカーと保健師の検討会の定着化に努めた。	区内3警察及び、法曹関係者と連携を推進し、高齢者の権利擁護体制の強化を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	推進	高齢者の虐待防止のために、早期発見及び相談・支援の充実を図る。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-30	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	成年後見事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	立園
				内線	2671		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-14-01	成年後見事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 17年度		根拠	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	精神障害者福祉に関する法律			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	身寄りのない認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等、判断能力が不十分な高齢者について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。						
対象者等	判断能力が不十分な認知症高齢者や、精神障がい、知的障がい高齢者のうち、身寄りがいない場合等当事者による申立てが期待できない状況にある人						
内容	平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。法定後見については、本人の判断能力の程度により、後見（事理弁識能力を欠く常況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。本事業は、本人の保護を図るために、後見等の開始に当たり区長が申立てをするために、必要な手続等を行うものである。						
経過	平成14年度 「荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続等に関する要綱」制定。 平成17年度～21年度 延べ18名の認知症高齢者の後見等開始の区長申立てを行った。 平成22年度 区長申立件数が急増した。 平成24年度 介護保険事業特別会計から移行し一般会計分のみとする。						
必要性	身寄りのない認知症高齢者や障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用するほかないため、必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①対象者把握→②本人状況の把握及び親族申立ての意向確認→③親族意向なく区の申立ての必要性高い→④区が家庭裁判所に申立て→⑤手続き費用は区が一旦負担後、家庭裁判所に求償の上申を行う						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	2,304	2,560	5,373	4,778	3,688	3,471	3,327	
①決算額（28年度は見込み）	806	1,000	568	1,271	1,019	1,579	3,327	
②人件費等	3,052	2,964	4,544	4,936	5,226	4,530		
③減価償却費	1,017	1,089	1,775	3,549	2,601	2,628		
【事務分担量】（%）	35	35	55	105	80	77		
合計（①+②+③）	4,875	5,053	6,887	9,756	8,846	8,737	3,327	
特定財源	国	307	368	0				
	都	153	184	586	1,547	1,182	1,229	
	その他	181	304	183	517	401	266	
	一般財源	4,234	4,197	6,118	7,692	7,263	7,242	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	申立件数	6	14	17	20	20	9	9
	成年後見報酬助成件数	2	3	1	3	2	5	5
	申立費用求償件数	2	8	12	19	17	9	9

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵券、鑑定料、診断書料	462	役務費	郵券、鑑定料、診断書料	253	役務費	郵券、鑑定料、診断書料	1,692
扶助費	成年後見報酬助成	493	扶助費	成年後見報酬助成	1,296	扶助費	成年後見報酬助成	1,560
公課費	印紙料	63	公課費	印紙料	31	公課費	印紙料	75

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	申立件数	20	20	9	9	9	家庭裁判所に対して申立てを行った件数
②	選定件数	19	16	9	9	9	家庭裁判所から審判が下りた件数
③							

（問題点・課題分析）	早期発見が重要であるため、深刻な権利侵害に至る疑いのある段階で、周囲の区民や関係機関が地域包括支援センターへ相談する流れを定着させる必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 一人暮らしの高齢者が増加するなか、成年後見制度利用も増加傾向にある。早急な対応ができるよう、社会福祉協議会との連携を強化している。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関係機関に対する制度啓発研修のさらなる充実を図る。	介護サービス事業者に加え、障害者団体へ出向き、将来の制度活用の案内も含め説明を行うなど、啓発活動を強化した。	引き続き、関係機関等に対する啓発研修を実施する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	社会福祉協議会と連携を図り、円滑かつ迅速な制度運営を図る。

況議 （要 会 質 問 状）	26年3定 ・ 本人及び親族申立てに関する、手続き費用及び後見報酬助成
-------------------------------	-------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-31	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	特養ホーム入所調整	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	山根
				内線	2674		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-06-01	高齢者福祉事業事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	14年度	根拠	荒川区特別養護老人ホーム入所指針			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	□法令基準内 □都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	区内特養への入所希望者に対する入所調整を行うことによって、区内7特養の施設需要を把握するとともに、入所希望者が公平な基準に従って入所できることを目的とする。						
対象者等	特別養護老人ホームに入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年4回の入所調整を行う。（4月末、7月末、10月末、1月末までの申請者を対象とする）</li> <li>・申請時に、申込書・特養入所調査票・状況調査票を提出していただき、点数をつける。 【調査項目】①要介護度②介護者の状況③サービスの利用状況④介護の期間⑤本人の年齢</li> <li>・区加算・施設加算・地域加算を加え、点数で並べ替えを行い、名簿を作成する。</li> <li>・入所調整会議を行う。</li> <li>・4月1日・7月1日・10月1日・1月1日に調査票の点数で施設ごとの待機順位を決定する。</li> <li>・入所希望者に対し決定した希望施設ごとの待機グループ（A、B、C）を通知する。 【待機グループ】A…施設入居が必要だと思われる B…施設入居が望ましいが、早期の入居は困難 C…しばらくの間、居宅等での生活の継続をお願いしたい</li> </ul>						
経過	<p>平成14年8月 国より入所基準についてのガイドラインが示され、区としても区内施設について入所待機者の順位化を実施。</p> <p>平成23年6月 特別養護老人ホーム入所基準を廃止し、新たに入所指針を制定。これに伴い、年1回行っていた実態調査を廃止したほか、複数の施設申込の受付を開始し、通知方法を待機順位から待機グループに変更。</p> <p>平成27年4月 法改正により入所基準が原則として要介護3以上に変更。</p> <p>平成28年4月 新規申込者や状況変更者の現況を反映するため入所調整を年2回から4回に変更。</p>						
必要性	公平な基準により入所を進めるために必要な事業である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		107	232	5,181	162	124	6,537
①決算額（28年度は見込み）		48	129	4,989	162	107	3,149	7,602
②人件費等		2,302	2,239	1,084	1,447	887	1,144	
③減価償却費		1,162	1,244	1,291	1,690	975	1,126	
【事務分担量】（%）		40	40	40	50	30	33	
合計（①+②+③）		3,512	3,612	7,364	3,299	1,969	5,419	7,602
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		3,512	3,612	7,364	3,299	1,969	5,419
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	入所した人数	87	113	316	130	158	146	158
	待機者数	735	883	808	812	846	605	750

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵券	107	役務費	郵券	169	役務費	郵券	98

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 入所した人数	130	158	146	158	158	
	② 待機者数（実人数）	812	846	605	750	750	
	③						

（問題点・課題 指標分析）	在宅での環境や養護者の勤務状況など在宅の困難性が高い入所希望者が、より早く入所できるような仕組みをつくる必要がある。 各施設の更なる質の向上を図るため、各施設間での成功事例などの情報を共有する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	特例入所対象者が、在宅の困難度に応じ適切な対応ができるような仕組みの検討を行う。	年2回の入所調整を行っているが、困難性の高い入所希望者がより早く入所できるように入所調整の回数を増やすことについて検討した。	年2回の入所調整を年4回にする。
②	引き続き、課題や成功事例を共有し、各施設で試行できるよう、施設長会等を活用し情報交換を継続する。	施設長会や入所相談員連絡会等で、各施設の取組みを共有し、啓発の機会を設けた。	今後も引き続き各施設の状況に応じて受入ができるよう、各施設間の情報共有の取組みを推進する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	継続	困難性の高い入所希望者が、より早く入所できるよう入所調整を行う。

況議 （要 会 質 問 状）	平成15年一定 特養ホームの入所における重度優先基準の導入の検討について
-------------------------------	--------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-32	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	都市型軽費老人ホーム入所調整	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	立園
							2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		23年度	根拠	老人福祉法		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	■法令基準内		■都基準内	□区独自基準	計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	低所得の高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることが出来るよう整備されている都市型軽費老人ホームについて、入所希望者が公平な基準にしたがって入所できるよう調整業務を行う。						
対象者等	身体機能の低下等により、自立した日常生活に不安があり、家族等の援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者						
内容	(1) 施設運営事業者、福祉推進課、高齢者福祉課、生活福祉課、地域包括支援センター等に相談があり、入所を希望した方を受け付ける。 (2) 入所希望者は、施設に直接、又は福祉推進課を經由して施設に荒川区都市型軽費老人ホーム入所申込書を提出することで入所申込を行う。 (3) 施設は、入所希望者への説明、施設見学、体験入所等を行う。 (4) 入所希望者については、区の入所要件を満たすことを確認し、名簿登録を行う。 (5) 空室が出た場合、原則として名簿登録順に入所希望者との面接調査等を行い、施設による入所判定会議等により、区の同意を得た上で入所の可否を決定する。なお、入所判定会議等には区職員も参加する。 (6) 重要事項、運営規定等の説明後、施設と入所希望者は、両者の間で書面による入所契約を締結する。						
経過	平成22年度	厚生労働省省令改正 従来の軽費老人ホームについて基準緩和を行い、都市型軽費老人ホームが設置可能となり、荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱制定					
	平成23年度	「荒川区都市型軽費老人ホーム入所に関する指針」作成					
	平成24年度	「荒川区都市型軽費老人ホーム入所に関する指針」の入所要件を一部改訂					
	平成26年度	福祉推進課より高齢者福祉課に事務移管					
必要性	低所得の高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる施設について、公平な基準により入所を進めるために必要な事業である。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		270	194,730	229,800	0	0	0
①決算額（28年度は見込み）		270	77,730	159,000	0	0	0	0
②人件費等		872	7,707	7,022		591	839	
③減価償却費		291	2,830	2,743		650	785	
【事務分担量】（%）		10	91	85		20	23	
合計（①+②+③）		1,433	88,267	168,765	0	1,241	1,624	0
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		1,433	88,267	168,765	0	1,241	1,624	0
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	施設数		1	3	5	5	5	5
	定員		9	39	79	79	79	79

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 施設数	5	5	5	5	5	
	② 定員数（人）	79	79	79	79	79	
	③						

問題点・課題 (指標分析)	入所希望者が少ない状況であるため、都市型経費老人ホームの特徴や各施設の特色等を周知していく必要がある。
	他区の実況 (実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区) 平成26年2月1日現在で施設が開設している区 新宿、墨田、江東、大田、世田谷、渋谷、中野、北、練馬、安達、江戸川

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都市型経費老人ホームの区民への周知を強化する。	施設等でのパンフレット配布や包括支援センターでの周知など、区民への周知を強化した結果、各施設とも申込者が増加した。	引き続き区民周知を強化する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	入所希望者が公平な基準にしたがって入所できるよう調整業務を継続する。

況議 (要 会 質 問 状)	22年四定 都市型軽費老人ホームに係る生活保護受給者の入居の考え方について
-------------------------------	---------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-33	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	訪問指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	下田
							内線
							2679
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-06-02	訪問指導事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 56年度		根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	認知症や精神疾患・難病、その他複雑・困難な問題を抱える世帯に支援を行うことで、家族の精神的安定を図り、適切な介護方法の指導により家族の介護力を育成する。結果として本人に適切な医療・介護が提供される。また、家族・介護者への介護予防支援も行う。						
対象者等	区内在住の在宅療養者及び家族・介護者						
内容	利用者の把握方法：地域包括支援センターなどからの相談、依頼。 利用手順：区保健師の訪問、支援計画の立案をもとに委託訪問看護師による訪問を行う。 3か月間の期間を目安として各訪問ごとに報告を受け、終了にむけては担当者間でカンファレンスを行う。 支援内容：①家族・介護者・介護サービス事業者への支援 ②認知症や精神疾患・高齢者虐待に関する相談と支援 ③住宅改修や療養環境に関する支援・指導 ④医療機関や介護サービス事業者関係機関との連携や調整 ⑤ご本人の自立に向けての支援 ⑥その他諸制度活用方法に関する指導						
経過	<区訪問看護指導事業> 1 昭和56年度60歳以上を対象に事業を実施。 2 昭和58年度老人保健法に基づき対象年齢を40歳以上に引き下げ実施。 3 平成10年度本事業を保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管。 4 平成12年度介護保険制度との役割・関連を明確化し、当事業は虚弱者の介護予防及び介護保険サービス導入までの療養環境整備に重点を置く。 5 平成18年度対象者の年齢により65歳以上は地域支援事業として介護会計、65歳未満は一般会計とした。 6 平成24年度から一般会計とした。						
必要性	高齢者人口の増加に伴い、要介護者が増加するとともに、在宅療養者も増加し、困難事例（本人・家族の問題解決能力が低い場合や虐待が疑われる場合、近隣住民等とのトラブル、介護サービスの利用や調整）等の専門的な介入・支援が必要となっている。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区訪問看護指導事業は一部委託。 都認知症早期発見・早期診断推進事業は非常勤。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		19,524	17,915	12,268	8,480	10,427	9,603	7,232
①決算額（28年度は見込み）		15,078	12,072	5,696	4,403	4,837	5,340	7,232	
②人件費等		9,767	3,218	3,304	3,743	5,727	4,925		
③減価償却費		3,980	1,182	1,291	1,521	3,414	2,184		
【事務分担量】（%）		137	38	40	45	105	64		
合計（①+②+③）		28,825	16,472	10,291	9,667	13,978	12,449	7,232	
特定財源	国	地域支援事業交付金	6,031	3,018	0	0	0		
	都	地域支援事業交付金	3,015	1,509	0	0	0		
	その他	地域支援事業支援交付金等	3,015	5,130	0	0	0		
	一般財源		16,764	6,815	10,291	9,667	13,978	12,449	7,232
実績の推移	事項名		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	訪問看護師数		5	3	2	3	2	2	2
	訪問看護指導新規申請者数		82	89	63	50	45	28	35
	委託訪問件数		1,282	892	712	539	304	398	380
	保健師訪問件数		315	304	387	249	175	155	—

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤保健師	1,842	報酬	非常勤保健師	1,821	需用費	消耗品	191
共済費	厚生年金・健康保険料	246	共済費	厚生年金・健康保険料	249	役務費	訪問看護指導料	4,864
旅費	特別旅費	6	旅費	特別旅費	3	委託料	訪問看護師肝炎検査料等	61
需用費	消耗品	87	需用費	消耗品	72			
役務費	訪問看護指導料	2,656	役務費	訪問看護指導料	3,184			
			委託料	訪問看護師肝炎検査料等	11			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 訪問看護師訪問件数	539	304	398	350	400	年度をまたぎ継続ケースの訪問数を含む。
	② 訪問看護指導事業新規申請件数	50	45	28	50	55	
	③ 療養環境が向上したケース（受診・サービス利用等）	34	26	20			年度内に終了した人数のなかでの数

（問題点・課題 指標分析）	① 認知症や高齢者虐待、単身高齢者の精神疾患の悪化による近隣住民からの対応要請などの困難事例が今後さらに増加することが予想され、介入時間の増加や専門的な介入・支援が必要となっている。
	② 受託する看護師の高齢化に伴い、次なる受託者を探す必要があるが人材が不足している。
他区の実況	（実施 3 区 未実施 19 区 不明 0 区） 目黒区、大田区、北区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各地域地域包括支援センター職員・介護従事者・区職員がともに困難事例の支援方法について研鑽の場を持つ。	訪問看護定例会内で、困難事例の検討や研修を実施したことで支援方法のスキルアップが図れた。	組織改正のため相談窓口が健康推進課になったため事業の導入や流れ等を確認し円滑に活用できるように整備していく。
②	受託する看護師の高齢化に伴い事業の内容等を検討する。（看護師の確保や利用対象者等について）	困難事例の支援事業として熟練した訪問看護師確保が必要であるが、人材不足であり確保は困難であった。	引き続き事業の在り方、人材確保等について検討する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	困難事例の高齢者を介護保険等適切なサービスにつなげるよう、引き続き在宅生活環境の整備を図る。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-34	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高齢者総合相談窓口	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	元田
							2679
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	認知症総合支援事業費【介護会計】					
	01-06-01	高齢者福祉事業事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		59年度	根拠	地域保健法、介護保険法、健康増進法、		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等	精神保健福祉法		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	①おとしよりなんでも相談窓口の運営 高齢者に関する総合的な申請及び相談窓口を運営する。 ②認知症・うつ専門相談 高齢者の精神保健福祉に関する相談を精神科医師と保健師が実施する。 ③認知症高齢者を支える家族の会（銀の杖）支援 家族団体の活動の充実を図り、認知症高齢者の福祉の向上を図る。						
対象者等	①②概ね65歳以上の高齢者及びその家族、介護サービス事業者や関係機関 ③認知症者の家族 ④概ね65歳以上の高齢者及びその家族						
内容	①おとしよりなんでも相談窓口の運営 再任用及び再雇用職員3名体制（窓口2名） ②認知症・うつ専門相談 予約制の精神科医師による面接又は訪問相談（月5回）を実施するとともに、保健師による相談を行う。 ③荒川区認知症の人を支える家族の会に補助金を交付し、地域包括支援センター等を通じて会の運営を支援する。 ④ものわすれ相談 予約制の医師による面接相談。認知症の早期発見、早期治療、早期対応を目的に、地域包括支援センター等身近な会場で実施。 ⑤高齢者に役立つ様々な情報を網羅した冊子を作成し、高齢者の自立支援や介護予防、重度化予防さらには社会参加の動機づけとなるよう働きかける。						
経過	平成11年度まで 高齢者福祉課が認知症相談を行い、保健所が精神保健福祉相談を行いそれぞれ月2回ずつ対応。 平成12年度 高齢者福祉課が高齢者専門相談として開始（月5回）。 平成22年度 特定高齢者把握事業から約27%の高齢者にうつ傾向があることが把握された。 平成23年度 認知症専門相談にうつ専門相談を追加。 平成27年度 ものわすれ相談を地域包括支援センターで開始（年6回）。 平成28年度 ものわすれ相談回数を年20回に増やして実施。						
必要性	高齢者の状態にあった相談窓口をそれぞれ設け相談体制を整備することは適切な医療や福祉サービス、介護サービスに繋げるために必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ●臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		1,554	1,553	1,564	1,556	1,524	1,815	2,032
①決算額（28年度は見込み）		1,431	1,364	1,475	1,376	1,475	1,622	2,032
②人件費等		11,425	8,175	11,161	9,569	8,280	9,967	
③減価償却費		10,719	11,134	10,789	10,546	9,103	10,239	
【事務分担量】（%）		369	358	330	312	280	300	
合計（①+②+③）		23,575	20,673	23,425	21,491	18,858	21,828	2,032
特定財源	国	地域支援事業交付金	549	753	566	527	576	
	都	地域支援事業交付金	274	264	283	263	288	
	その他	地域支援事業繰入金等	274	264	584	544	325	
	一般財源		22,478	19,392	21,992	20,157	17,669	21,828
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	おとしよりなんでも相談件数	7,966	8,871	8,655	9173	9602	9083	10000
	認知症相談件数	114	110	111	97	97	100	120

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	精神科医報酬	1,433	報償費	精神科医報酬	1,531	報償費	精神科医報酬	1,976
負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42	需用費	相談事務消耗品	49	需用費	相談事務消耗品	14
			負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42	負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	相談件数 (おとしよりなんでも相談)	9173	9602	9083	10000	10000	
②	医療につながる、もしくは適切な療養体制が作れた割合(%)	78	91	98	90	90	当日の相談の中で精神科等につながる支援を行った割合
③							

問題点・課題 (指標分析)	ものわずれ相談を区報・チラシ等で周知しているが、利用者が少ない。						
	他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)					

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	認知症関連の教室や講演会を通し、早期発見・早期診断の普及・啓発を充実する。	ものわずれ相談事業を開始し早期発見の環境作りを行った。	認知症地域支推進員や包括と連携し、事業の周知を図る。
②	事業者のネットワークの強化を推進する。	東京都認知症疾患医療センターに指定された医療機関を中心に関係機関とのネットワークを構築した。	東京都認知症疾患医療センターとの連携を強化し、事業利用者に切れ目ない支援を行う。
③	アウトリーチやコーディネーターなどの仕組みを活用し、ネットワークの構築を行う。	アウトリーチ事業関係者間の連携を密に行い、緊急時に対応できるような環境作りを行った。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	高齢者の相談や認知症の相談を受け、適切な支援に繋げる。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-47	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	医療福祉相談事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	中谷・曳地
				内線	2668		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	医療福祉相談事業費【介護会計】					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		56年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に、家族や介護者や関係者に対して、医療保健福祉等の相談を行う。また、入退院等に係る医療機関についての情報提供等、在宅において療養する高齢者の医療福祉相談を円滑に進めるために、医療機関、地域包括支援センター、関係機関とのネットワークを構築する。						
対象者等	65歳以上の高齢者及び家族や関係者を対象とする。						
内容	1 高齢者の入退院に関する相談 2 医療保健福祉制度利用に関する相談 3 区民向け医療福祉資料や関係者向けの「社会資源情報」の作成 4 医療機関や地域包括支援センター等との連携会議の実施と医療機関主催の連携会議等に参加することにより、ネットワークを形成 5 24年度より開始した「在宅療養推進会議」と連動してネットワークを強化 6 特別養護老人ホーム入所の申請受付及び相談（H24年度より）						
経過	昭和56年度 訪問看護指導事業開始 平成10年度 訪問看護指導事業が保健衛生部から事務移管 平成20年度 医療連携会議を開始 平成21年度 医療福祉相談を訪問指導事業から独立 平成24年度 区内老人保健施設の診療情報提供書の共通書式化を実施 平成25年度 「医療と介護の連携のための関係機関名簿」の発行、連携シート検討・作成 平成26年度 連携シート作成・試行 平成27年度 連携シート施行						
必要性	医療法及び診療報酬の改正により、高齢者の早期退院が求められ、入院・退院・転院や入所に関する相談が増加している。近接する医療機関との情報交換や、関係機関との顔の見えるネットワークの構築を図ることにより、在宅での療養を支援する医療福祉相談の体制を強化することは重要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	5,805	5,827	5,777	5,793	7,595	7,389
①決算額（28年度は見込み）		5,758	5,163	5,632	5,711	6,932	6,837	7,500
②人件費等		4,064	1,440	0	116	3,730	231	
③減価償却費		4,358	529	0	135	3,576	102	
【事務分担当量】（%）		150	17	0	4	110	3	
合計（①+②+③）		14,180	7,132	5,632	5,962	14,238	7,170	7,500
特定財源	国 地域支援事業交付金	2,302	2,065	0			2,666	2,925
	都 高齢社会対策包括補助	1,151	1,032	0	31	103	1,333	1,463
	その他 地域支援事業繰入金等	1,151	1,032	0			1,333	1,463
	一般財源	9,576	3,003	5,632	5,931	14,135	1,838	1,649
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	医療福祉相談件数	614	543	535	501	501	486	500

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤医療福祉相談員	5,866	報酬・共済費・負担金	非常勤医療福祉相談員	6,591	報酬・共済費・負担金	非常勤医療福祉相談員	7,090
共済費	健康保険・厚生年金	839	賃金	繁忙事務補助	144	賃金	繁忙事務補助	144
賃金	繁忙期事務補助	144	報償費	講師謝礼	52	報償費	講師謝礼・委員報酬	181
報償費	講師謝礼	35	旅費	特別旅費	4	旅費	特別旅費	20
旅費	特別旅費	1	需用費	消耗品費	25	需用費	講師・委員用飲料水、消耗品費	33
需用費	消耗品費	26	役務費	郵券	21	役務費	郵券	23
役務費	郵券	21				使用料	会議会場使用料	9

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 相談件数	501	501	486	500	500	
	② 連携会議の開催（回数）	3	3	2	2	2	平成26年度は連携シートの研修を実施（うち1回説明会）
	③ 医療と介護の連携シート作成プロジェクト会議	3	3	0	1	1	平成26年度は連携シートの標準書式を完成

（問題点・課題分析）	1 入・転院できる医療機関や施設入所、制度活用に関する相談が多く寄せられる。相談者のニーズと病状等を勘案して医療機関や施設を紹介しているが、制度改正に伴い、医療機関等の状況はめまぐるしく変動しており、情報の収集とネットワークづくりが課題である。
	2 医療と介護の連携推進のために、医療連携会議を実務者の情報交流と研修・課題抽出の場として強化していく必要がある。
他区の実況	3 在宅療養支援窓口としての区民への周知が十分でないため、より広くわかりやすく周知する必要がある。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 在宅療養支援窓口の未設置区は港区・足立区・江戸川区・品川区（東京都平成27年度調査「在宅医療・介護連携推進事業の取り組み状況」参照）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関係機関と連携し、「医療と介護の連携シート」の活用を図っていく。	医療連携会議開催時に連携シート活用状況について調査を実施。区外医療機関との連携にも利用する等、活用が広がっている。	連携シートの活用状況についてモニタリングとチームでの活用の必要性について啓発を行う。
②	『医療と介護の連携のための関係機関名簿』の更新を行う。	『医療と介護の連携のための関係機関名簿』更新時、新規に訪問診療実施医療機関と認知症サポート医一覧を掲載し内容の充実を図った。	『医療と介護の連携のための関係機関名簿』の更新・内容の充実を図る。
③			区民向けに在宅療養支援窓口として周知を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の入退院時の支援を図るとともに、在宅療養を支える医療機関と介護事業者の連携をより進めるための仕組みを構築するため重点的に推進する。

況 議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	平成20年決算特別委員会	医療機関の紹介窓口について
	平成21年三定	転院に関する支援策について
	平成22年予特	医療相談窓口の充実に対する評価について

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-48	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	医療と福祉の連携推進事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	立蘭
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-02	医療と福祉の連携推進事業費【介護会計】					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	24年度	根拠	荒川区在宅療養連携推進会議設置要綱			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	医療・介護双方のニーズをもつ高齢者が、住み慣れた自宅・地域で安心して在宅生活を続けられる「荒川区版地域包括ケアシステム」の実現を目指し、荒川区の現状、問題点、課題の共通認識に立った上で、関係者間の連携強化のためのシステム作りを目的とする。						
対象者等	区、荒川区医師会、在宅療養支援診療所、区内病院、認知症疾患医療センター、区内医療相談員、訪問看護ステーション、特別養護老人ホーム、老人保険施設、居宅介護等事業者、地域包括支援センター、在宅医療専門家等						
内容	<p>9つの推進事業(介護保険法)に基づき、荒川区の在宅医療・介護連携の推進体制を整備する。</p> <p>(ア) 地域の医療・介護の資源の把握 (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討                  (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援                  (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援 (カ) 医療・介護関係者の研修                  (キ) 地域住民への普及啓発 (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅療養連携推進会議 荒川区における在宅療養環境の目指すべき姿や、在宅での看取りの対応強化策、保健・医療・福祉・介護関係者及び家族の連携、行政の支援策の在り方等を検討する。</li> <li>在宅療養連携の推進に向けた区民向け講演会等の実施</li> </ul>						
経過	<p>【在宅療養連携推進会議】</p> <p>第1回（平成24年8月10日） 各委員からの現状等報告                  第2回（平成25年2月21日） 医療と介護の連携に関する基調講演と意見交換                  第3回（平成25年3月21日） 講演「生活を分断しない医療と会議」と意見交換                  第4回（平成25年10月7日） 連携シートの作成に向けて、委員2名による講演と意見交換                  第5回（平成26年3月28日） 連携シートの作成に向けて、委員3名による講演と意見交換                  第6回（平成26年8月7日） 講演「在宅での看取りの実例について」に関して意見交換                  第7回（平成27年1月29日） 連携シートの試行及び本格運用にあたって経過報告に関して意見交換                  第8回（平成27年8月17日） 講演「かかりつけ医による在宅での看取りは可能か」と意見交換                  第9回（平成27年11月18日） 先進施設視察 特別養護老人ホーム 杜の風・上原（渋谷区上原）                  第10回（平成28年2月16日） 「第9回在宅療養連携推進会議 視察報告」と意見交換会</p>						
必要性	地域包括ケアシステムを構築するには、在宅での療養を支えるために、切れ目のないサービスを提供する必要があり、医療と介護の連携強化は非常に重要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額				11,393	10,536	849	775	838
①決算額（28年度は見込み）				1,838	787	377	517	838
②人件費等				2,230	2,495	3,884	462	
③減価償却費				1,581	1,014	3,641	205	
【事務分担当量】（%）				49	30	112	6	
合計（①+②+③）		0	0	5,649	4,296	7,902	1,184	838
特定財源	国						202	327
	都			670	787	377	101	163
	その他						101	163
	一般財源	0	0	4,979	3,509	7,525	780	185
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	在宅療養連携推進会議開催数			3	2	2	3	2

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	在宅療養連携推進会議委員報酬	342	報償費	在宅療養連携推進会議委員報酬	410	報償費	推進会議委員報酬、講師謝礼等	711
需用費	委員用飲料水	4	需用費	委員用飲料水	8	需用費	委員・講師用飲料水	8
役務費	会議録作成	31	役務費	会議録作成	62	役務費	郵券、会議録作成	103
			使用料	視察用バス使用料	38	使用料	講演会会場使用料	16

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 在宅療養推進協議会の開催回数	2	2	3	2	2	
	② 各関係機関における取組数	-	-	-	3	5	
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療と介護の連携を推進するための課題の抽出や対策の検討等、在宅療養連携推進会議等で意見交換を行い「医療と介護の連携シート」を作成・活用を図るなど、一定の成果がでていているところであるが、それらの施策を現場で更に活用してもらうために周知を強化する必要がある。</li> <li>介護サービス事業者が把握している高齢者に関する情報が医療側に効果的に伝わっていない。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区） 千代田区「高齢者在宅医療と介護の連携プロジェクト」 世田谷区 医療連携推進会議、在宅医療電話相談センター事業 新宿区 地域保健医療体制整備協議会、緊急一時入院病床確保事業

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	「在宅における医療と介護の連携」について、共通認識に基づく課題解決の手法を検討する。	医療と介護のニーズの高い高齢者の在宅での看取り推進のため、重度化の防止改善の手法について事例研鑽も踏まえ情報共有を図る。	高齢者の在宅支援等、具体的なテーマを設定し、共通認識に基づく課題解決の手法を検討する。
②	標準様式の医療と介護の連携シートを、実際の現場連携のツールとして定着するよう関係機関に啓発する。	医療連携会議にて病院と居宅介護支援事業者に調査を実施し、活用状況を確認した。	引き続き連携シートの定着を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢化率の高い当区においては、在宅療養体制の整備（施設等での見取りの体制を含む。）は、早期に取り組むべき課題であり、重点的に推進する。

況 議 会 （ 要 旨 ） 問 状	平成24年二定 在宅介護の環境整備について
---	-----------------------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-49	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	生活支援体制整備事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井	担当者名	石黒・和合
				内線	2676		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	生活支援体制整備事業費【介護会計】					
事務事業の種類	●新規事業（○28年度 ●27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 27年度		根拠	介護保険法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援					
目的	高齢者などの地域の力を活用した、多様な生活支援サービスを充実するため、地域区民の協力や区内で活動する団体等と連携を図り、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制を整備する。						
対象者等	高齢者及び区民						
内容	<p>1 生活支援コーディネーターの配置 地域で活動する個人や団体等の発掘や連携強化を図るとともに、すでに自主的に実施している活動を支援するコーディネーターを配置する。</p> <p>2 講演会の開催 区民や関係団体等に対し、互助の支え合いによる地域づくりに向けた理解を深める場を創出し、意識の醸成を図るとともに、事業参画を促す機会とする。</p> <p>3 生活支援推進協議会の設置及び開催 多様な関係機関間の情報共有及び連携と協働による効果的な取組を推進するために、協議会を設置し定期的に開催する。</p>						
経過	<p>平成26年度 生活支援・介護予防サービスの基盤整備について検討会を実施する。</p> <p>平成27年度 生活支援推進協議会準備会を設置し、関係団体等と「高齢者の困りごと及びニーズ」の把握、課題の整理を行った。</p> <p>平成28年度 第一層の生活支援コーディネーターを高齢者福祉課に配置（1名）</p>						
必要性	地域包括ケアシステムの中で、在宅を支える生活支援のサービスを創出するためには、本事業を実施する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 生活支援コーディネーターを包括支援係に1名配置。既存の取組や団体等の地域資源の把握や新規資源の発掘、ネットワークの構築を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額							119	3,653
①決算額（28年度は見込み）						-	0	3,653
②人件費等								
③減価償却費								
【事務分担量】（%）								
合計（①+②+③）		0	0	0	0	0	0	3,653
特定財源	国	地域支援事業交付金					0	1,425
	都	地域支援事業交付金					0	712
	その他	地域支援事業繰入金等					0	712
	一般財源		0	0	0	0	0	804
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	生活支援推進協議会準							2
	区民向け講演会							3

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
						報酬	非常勤生活支援コーディネーター	2,551
						共済費	健康保険、厚生年金	394
						報償費	協議会委員報酬、講演会講師謝礼	566
						役務費	会議録作成	90
						使用料	講演会会場使用料	48
						負担金	児童手当拠出分	4

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 生活支援推進協議会				2	2	
	② 区民向け講演会				3	3	
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性に合わせた支援体制を推進するために、各地域にある地域資源を把握するとともに、不足しているサービスを把握する必要がある。</li> <li>既に生活支援サービスを実施している団体等との調整や連携を図る必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	生活支援推進協議会準備会を年間3回実施する。	準備会では高齢者の困りごとやニーズを把握するとともに協議会のあり方について検討した。	地域資源の現状を把握するとともに地域ごとの具体的な課題を抽出する。
②			関係機関とネットワークの構築を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	地域包括ケアシステムの構築を目指し、在宅を支える生活支援体制の整備が必要である。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-06	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬		
		担当者名	依田	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）		01-02-14	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業				
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 21年度		根拠	荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	利用者負担第1段階から第3段階まで（本人及び世帯非課税）の低所得者に対する、食費・居住費の補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象とならない者で、一定所得水準以下の低所得者の負担を軽減するため、食費・居住費の一部を補助する。						
対象者等	本人が区民税非課税（世帯課税）、世帯の課税合計所得金額が500万以下、また本人及び配偶者の預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下である、という要件を満たす者。（生活保護受給者を除く）						
内容	<p>(1) 補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険施設及び認知症対応型共同生活介護の食費・居住費</li> <li>・ 短期入所生活（療養）介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスに係る食費・滞在費</li> </ul> <p>(2) 補助単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4段階 ①介護保険施設及び短期入所生活（療養）介護：500円/日</li> <li style="padding-left: 20px;">②認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：250円/日</li> <li>・ 第3段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：500円/日</li> <li>・ 第2段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日</li> <li>・ 第1段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日</li> </ul>						
経過	<p>【平成21年度】新規事業として開始</p> <p>【平成24年度】介護保険課から高齢者福祉課へ事務移管</p> <p>【平成26年度】高齢者福祉課から介護保険課へ事務移管</p>						
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者負担第4段階の中でも、所得等に応じた軽減策が必要であること。</li> <li>・ 施設の空きがないなどの理由により、やむを得ず補足給付対象外施設である認知症対応型共同生活介護等を利用する者への配慮が必要であること。</li> </ul>						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		49,460	38,090	44,123	35,527	31,374	30,602
①決算額（28年度は見込み）		32,728	27,586	30,433	28,701	31,069	28,234	29,721
②人件費等		1,308	1,270	948	2,911	3,090	1,924	
③減価償却費		436	467	1,147	1,183	1,300	853	
【事務分担量】（%）		15	15	35	35	40	25	
合計（①+②+③）		34,472	29,323	32,528	32,795	35,459	31,011	29,721
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源							
		34,472	29,323	32,528	32,795	35,459	31,011	29,721
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	対象者数（施設・SH）※（ ）は実人数	186（154）	128（107）	190（138）	167（107）	167（123）	112（94）	
	対象者数（GH・小規模）※（ ）は実人数	88（80）	78（62）	91（79）	117（95）	135（112）	82（73）	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用消耗品等	11	需用費	事務用消耗品等	5	需用費	事務用消耗品等	18
役務費	決定通知送付用	119	役務費	決定通知送付用	45	役務費	決定通知送付用	197
負担金	食費・居住費に対する補助	30,939	負担金	食費・居住費に対する補助	28,184	負担金	食費・居住費に対する補助	29,506

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 対象者数 (3施設・短期入所)	167	167	112	120	120	
	② 対象者数 (GH・小規模)	117	135	82	100	100	
	③						

問題点・課題 (指標分析)	区外施設を利用している対象者については、対象者が区に請求を行うことから、請求漏れや遅れが発生しやすく、支払手続きが滞りがちである。
	他区の実況 (実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区) 類似施策を実施（利用者負担第4段階の方の特例減額：文京区・台東区・江東区・渋谷区） （グループホーム利用者への補助：奥多摩町）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	介護保険法改正の主旨に沿って、事業の見直しを行う。	介護保険法の改正に伴い、特定施設入居者生活介護サービス費の支給対象者と齟齬のないように認定対象者の要件を整理した。	対象者や支払状況の管理が容易になるようシステムを修正する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	介護保険の特定入所者サービス費の制度改正内容を見極めつつ、引き続き実施する。

況議 (要旨) 会 質 問 状	
--------------------------------	--